

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
-------	--------------

《目的》

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内容》

- ①対象 市内在住の40歳以上のかた
- ②方法 健（検）診会場、健康相談等の保健事業、各保健センター・健康保険課・高齢者福祉課窓口において交付

《実績》

健康手帳の交付状況（単位：冊）

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
R2年度	1,255	2,737	3,992	989	1,162	2,151	2,244	3,899	6,143
R3年度	1,697	3,355	5,052	1,090	1,146	2,236	2,787	4,501	7,288
R4年度	1,729	3,419	5,148	1,090	1,078	2,168	2,819	4,497	7,316
R5年度	1,639	2,810	4,449	597	415	1,012	2,236	3,225	5,461
R6年度	957	2,277	3,234	538	362	900	1,495	2,639	4,134

健康手帳の変遷

H19年度まで	健診（検診）の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診（検診）受診者に配布していた。
H20年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらおうようにした。
H21年度	健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
H22年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。
H23年度	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患（COPD）についての説明を追加。
H24年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加。
H25年度	国の方針により HbA1c が JDS から NGSP に表記変更となったことを受け、JDS と HbA1c の値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
H26年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報（肝炎ウイルス、骨の健康） ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
H27年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目（健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報）を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた
H28年度	糖尿病性腎症重症化予防事業開始に伴い、健診結果に eGFR の値が表記されることになり、検査項目についての説明を追加。

H29 年度	サイズ変更 (A4→A5)
H30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・検査項目に non-HDL コレステロールが加わったため、検査値の読み方に表記を追記。 ・文字サイズを大きくし、内容やレイアウトを見やすく変更。30 ページ増。
R 元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙に発行年度を表記。 ・特定健診の尿蛋白の判定基準変更に伴い、「検査値の読み方」「特定健診の記録」「尿検査からわかること」を修正。 尿蛋白の判定基準変更：基準値「-・±」⇒「-」、 保健指導判定値「+以上」⇒「±」、受診を勧める値（新設）「+以上」 ・歯のページ：「噛むことの効果」⇒「メタボ予防」に内容変更。 ・「健康づくり」のページ <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ボランティアの紹介と「佐倉市わくわく生活手帳」を追記。 ・「介護予防」⇒「フレイル予防」に内容修正。 ・「物忘れチェックシート」⇒「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」に変更。
R2～4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし。
R5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくり」のページ <ul style="list-style-type: none"> ・「ロコモティブシンドローム予防」⇒「フレイル予防」に内容修正。 ・「軽度認知障害 (MCI)」を追記 ・「がん」のページ <ul style="list-style-type: none"> ・「佐倉市で受けられるがん検診」に前立腺がん検診を追記
R6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな変更なし。

《考 察》

健康手帳は、毎年の受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理でき、生活習慣病の予防に効果があることから、19歳以上40歳未満のかたにも配布している。厚生労働省ホームページからダウンロードでき、多言語に対応している。個人の健康管理により役立つよう、配布の方法について見直していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 21 (第 3 次)	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 6 つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④飲酒 ⑤喫煙 ⑥歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。

《内容》

(1) 対象者

- ① 健康増進事業（健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条）による健康教育

40～64 歳の市民を対象とする。

ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。（健康増進事業実施要領より）

- ② 地域保健事業による健康教育

上記以外のかた

(2) 種類・内容

- ① 健康増進事業による健康教育

・一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方その他健康に関して必要な事項について

・歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい知識について

・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育

骨粗鬆症・転倒予防を含めたロコモティブシンドローム(運動器症候群)に関する正しい知識、生活上の留意点について

・慢性閉塞性肺疾患 (COPD) 健康教育

慢性閉塞性肺疾患 (COPD) に関するリスクや正しい知識、禁煙支援等

・病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

・薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用の発言に関する一般的な知識について

② 地域保健事業による健康教育

- ・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進に関すること

《実績》

※令和6年度から健康さくら21（第3次）になったため、こころの健康関係は、こころの健康づくりに掲載する。

※各表の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

① 年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
令和2年度	28 (15)	139 (43)	17	64 (43)	58	0
令和3年度	32 (20)	557 (126)	64	193 (126)	299	1
令和4年度	39 (24)	635 (112)	80	211 (112)	335	9
令和5年度	128 (106)	4,285 (1,841)	617	1,910 (1,841)	1,745	13
令和6年度	113 (100)	3,101 (1,360)	322	1,360	1,345	74

② 健康教育種類別実績

分類	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
一般	80 (66)	1,945 (824)	220	824	830	71
歯周疾患	2 (2)	31 (4)	0	4	24	3
ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	20 (20)	879 (453)	82	453	344	0
慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0
病態別	11 (11)	246 (79)	20	79	147	0
薬	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0
計	113 (100)	3,101 (1360)	322	1,360	1,345	74

③ 健康教育事業別実績

事業名	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
出前健康講座	11	185	21	57	86	21
講師派遣	5	88	0	6	79	3
メタボ予防のための「知って得する食事教室」	5	18	0	3	15	0
ヘルスアップ運動教室	12	60	0	25	35	0
人生100年生命の科学フェスティバル	1	50	0	0	0	50
検診会場でのがん予防健康教育	20	1,081	144	523	414	0
骨粗しょう症検診会場での健康教育	8	819	82	428	309	0
糖尿病予防学習会	4	76	0	23	53	0
慢性腎臓病予防講演会	1	42	0	5	37	0
食生活改善推進員活動	46	682	75	290	317	0
総計	113	3,101	322	1,360	1,345	74

※R6年度実績からこころの健康に関する教育内容については「こころの健康づくり事業」に計上

《考 察》

健康教育の内容としては、生活習慣病予防などの一般的なテーマが中心であり、健康の維持、増進に関する基礎的知識の提供に寄与していると考えられる。一方、病態別の内容に関しては教室方式や講演会、検診会場での実施が主であり、回数や対象が限定される傾向にあった。

次年度においては、検診の実施方法について、会場での健康教育実施見送りも含め見直しを検討している。検診受診は、疾病予防に対し関心が高い状態であり、関連する健康教育を実施することは効果的であり、また若い世代への健康教育の機会でもあることから、課内連携を図り、実施の方向で検討する必要がある。

●出前健康講座・講師派遣

《内 容》

① 対象者

市内在住・在勤の方

② 方法

自治会、自主サークル、家庭教育学級、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。対応日時は、土・日・祝日を除く、午前9時から午後17時の間の2時間以内。(年末年始を除く)

③ 内容

出前健康講座メニュー（生活習慣病や運動、ストレスとこころ、喫煙、飲酒、歯科、栄養・食生活に関すること等）からの選択、または申請者と協議のうえ決定する。

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
出前健康講座	11 (8)	185 (57)	21	57	86	21
講師派遣	5 (3)	88 (6)	0	6	79	3
計	16 (11)	273 (73)	21	63	165	24

《考 察》

佐倉第三工業団地や佐倉工業団地の総会へ行き、説明会を実施し、若い年齢対象に健康教育が実施できるように努めている。そのため、施設や企業などからの依頼に基づき実施している。内容は生活習慣病、メンタルヘルス、感染対策、乳がん自己触診法、栄養、運動等多岐にわたっている。

●メタボ予防のための「知って得する食事教室」

《内 容》

① 対象者

- ・特定保健指導の対象者
- ・40歳～74歳の生活習慣病予防のため食生活改善に関心がある市民
市民

② 方法

1コース1回 5コース実施。定員8名。

③ 内容

- ・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供
- ・食生活の課題に対する具体的な方法を個別にアドバイスする

④ 周知方法

こうほう佐倉、佐倉市公式LINE、健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封等

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳		
			40～64歳	65歳以上	不明
1コース	1	6	0	6	0
2コース	1	2	1	1	0
3コース	1	3	1	2	0
4コース	1	4	0	4	0
5コース	1	3	1	2	0
計	5 (3)	18 (3)	3	15	0

《考察》

参加者の利便性に配慮し全コース同じテーマで開催した。栄養士による小規模の集団指導方式とし、食事内容の振り返りと調理のデモンストレーションや試食を取り入れ、具体的かつ実践的な内容とした。定員に対する参加者が少ないため、周知方法の工夫については、今後検討が必要であると考えられる。

●ヘルスアップ運動教室

《内容》

- ① 対象者：特定保健指導の対象者や特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要となる、40～69歳以下の市内在住、在勤者。
- ② 方法：3クラス方式（運動入門クラス、有酸素運動クラス、筋トレクラス）、年12回実施した。クラス定員15人。
- ③ 内容：健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身につくように健康教育を実施する。
- ④ 周知方法：対象者へ個別通知、健康アドバイス会等で案内。

《実績》※実績値の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				40～64歳	65歳以上	不明
運動入門クラス	4 (4)	12 (4)	20 (9)	9	11	0
有酸素運動クラス	4 (4)	5 (0)	19 (7)	7	12	0
筋トレクラス	4 (4)	12 (7)	21 (9)	9	12	0
計	12 (12)	29 (11)	60 (25)	25	35	0

《考察》

令和6年度は、参加者を増やすための工夫として、チラシの内容の充実及び市公式LINEによる周知を試みたが、定員に対し利用者は少なかった。運動習慣が身に付き、継続しているか評価が困難である。

本事業は、3クラス方式（運動入門クラス、有酸素運動クラス、筋トレクラス）で実施した。1人でそれぞれ1クラスずつ合計3クラス参加できるようにした。複数のクラスに参加する方が多かった。そのため、引き続き教室の実施方法や内容の見直し及び検討を行い、市民が参加しやすい教室の運営に努めたい。そのため、スポーツクラブと協力または委託するなど、継続して市民の方が運動できるように工夫した教室にしたい。

●検診会場でのがん予防健康教育

《内容》

- ① 対象者
子宮頸がん検診、乳がん検診受診者(集団検診)
- ② 方法
子宮頸がん検診、乳がん検診の集団検診会場
- ③ 内容
乳房自己触診法について

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
子宮頸がん検診会場	1 (1)	20 (8)	2	8	10	0
乳がん検診会場	19 (11)	1,061 (515)	142	515	404	0
計	20 (12)	1,081 (523)	144	523	414	0

《考察》

検診の受診時は健康への意識も高く、乳がんの早期発見には自己触診を正しく理解し、継続して実施することが効果的である。検診の機会を活用するし健康教育することは女性の健康を守るためにも有効であると考え、課内連携を図り今後も継続していく。

●骨粗しょう症検診での健康教育

《内容》

- ① 対象者
骨粗しょう症検診受診者
- ② 方法
骨粗しょう症検診会場での実施
- ③ 内容

骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について

《実績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
骨粗しょう症検診	8 (8)	819 (428)	82	428	309	0

《考察》

骨粗しょう症検診はその場で結果も出ること、若い時期から、予防対策を取っておくこと、また、閉経期を迎えた女性であっても、骨密度を維持するための生活の見直しや運動により、急激な骨密度の低下につながる生活を送ることが期待できるため、検診会場で教育を行うことが、骨粗鬆症予防対策として効果的と考えられ、課内連携を図り、今後も継続していく。

●糖尿病予防学習会

《内容》

- ①対象者：40～69歳の佐倉市の特定健診受診者のうち、HbA1c〔NGSP値〕5.6～6.0%で、糖尿病の服薬治療を受けていない者。
- ②内 容：対面開催。保健師や栄養士、歯科衛生士による講義を実施。2課では、健康運動指導士による運動の実技を実施。
- ④ 従事者：保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士
- ④周知方法：対象者に個別通知（1回目519人、2回目610人）

《実績》

		延人数（人）	延人数 内訳	
			40～64歳	65歳以上
1回目	1課	21	5	16
	2課	19	5	14
2回目	1課	20	7	13
	2課	16	6	10
計	—	76	23	53

《考察》

65歳以上の参加者が多く、対面開催により、その都度質疑応答に応じられたり、健康運動指導士の指導が直接受けられることから、本教室は対面開催のメリットが大きいものとする。

今後も講義内容等の検討及び改善を重ね、市民の糖尿病予防の一助となるよう努めたい。

3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第3次)目標値	適正体重を維持している者の増加(65歳未満BMI18.5~25未満) 66.0% 適正体重を維持している者の増加(65歳以上BMI20を超え25未満) 66.0% 適正体重を維持している者の増加(BMI20以下の高齢者の割合) 13.0% 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合 70.0% メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の割合…18.7%

《目的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内容》

- ① 対象 市民(健康増進法第17条第1項に基づく対象者は40歳から64歳までのかた)
- ② 方法
 - (1) 定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施。
 - (2) 定例外健康相談：各保健センターで設定された「健康相談」以外で健康相談を実施。
(窓口来所、健康教育等の事業の際に健康相談を実施、健診会場、各イベント時に実施等)
 - (3) 糖尿病予防相談会：市の健診の結果、HbA1cが高値の方に実施。毎年100人前後に送付。
(定例健康相談内で実施)
 - (4) 電話相談：電話による相談対応。
- ③ 周知方法 こうほう佐倉や健康カレンダー等への掲載、公共施設にちらし配架・ポスター掲示。

《実績》

- ① 定例・定例外健康相談年度別実績 定例健康相談開催時に随時禁煙相談・糖尿病予防相談会実施。

年度	開催回数(回)	定例健康相談 (再掲)	延人数(人)			定例健康相談 (再掲)
			40歳未満	40歳~64歳	65歳以上	
令和2年度	121	21	5	126	279	55 (内 禁煙相談1) (内 糖尿病予防相談会12)
令和3年度	77	20	7	193	350	84 (内 禁煙相談4) (内 糖尿病予防相談会9)
令和4年度	109	20	6	239	372	86 (内 禁煙相談2) (内 糖尿病予防相談会11)
令和5年度	120	18		589		59 (内 禁煙相談2)

			40歳未満 3	40歳～64歳 239	65歳以上 347	(内 糖尿病予防相談会 9)
令和6年度	98	18 (台風接近のため 1回中止)	642 (うち不明:7)			66 (内 禁煙相談 1) (内 糖尿病予防相談会 8)
			40歳未満 18	40歳～64歳 246	65歳以上 371	

② 令和6年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40歳～64歳
重点相談	高血圧	0
	高脂血症	1
	糖尿病	5
	歯周疾患	0
	骨	90
	女性の健康	3
	病態別	1
総合健康相談		146
合計		246(※1)

(※1) 重複して計上しているため、40～64歳の延人数と数値が異なることがある。

③ 禁煙相談 (再掲) 合計 328件 (※2)

健康相談の種類	開催回数 (回)	年齢別内訳				延人数 (人)
		40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	不明	
定例健康相談での実施	1	0	0	1	0	1
定例外健康相談での実施	2	0	1	1	0	2

(※2) 特定健診会場において、問診票をもとに喫煙者に対して相談および喫煙による健康被害について直接説明を実施した325件を含む。

④ 電話相談 合計 824件

内訳 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子の健康に関すること	2434	2410	1845		
生活習慣病	269人 (16.5%)	250人 (18.2%)	307人 (27.7%)	285人 (44.4%)	306人 (37.1%)
精神保健福祉	103人(6.3%)	95人(6.9%)	85人(7.7%)	66人(10.3%)	235人 (28.5%)
新型コロナウイルス関連	995人 (60.9%)	767人 (55.8%)	488人 (44.1%)	34人(5.3%)	26人(3.2%)
その他疾患				32人(5.0%)	66人(8.0%)
歯科	14人(0.9%)	49人(3.6%)	20人(1.8%)	17人(2.6%)	11人(1.3%)
結核				1人(0.2%)	
肝炎ウイルス				1人(0.2%)	

その他 (上記以外の健康・病気 に関する事等)	247人 (15.1%)	212人 (15.4%)	206人 (18.6%)	206人 (32.1%)	169人 (20.5%)
感染症に関する事	6人(0.4%)	1人(0.1%)	1人(0.1%)		11(1.3%)
計	4068人	3784人	2952人	642人(※3)	824人(※3)

(※3) 令和5年度及び令和6年度の母子の健康に関する事については、Ⅱ子どもの保健で計上。

《考 察》

令和6年度の定例健康相談の相談延べ人数は、前年度と比較すると微増している。

現在、健康相談の周知として市の健康診査の結果の裏面やこうほう佐倉への掲載、成人保健事業等で周知を行っており、次年度は予約状況に応じて佐倉市公式LINEを活用するなど周知方法を検討し、必要な方への支援につなげられるよう努めたい。

HbA1cが高値の方に対し、糖尿病予防相談会の案内及び糖尿病に関する情報提供を行ったことで、糖尿病の予防に関する啓発のほか、来所者には生活習慣改善の指導等が実施できており、本取組は有効であると考えている。

禁煙相談の実施件数は3件であった。特定健診会場にて、喫煙者に対して喫煙による健康被害及び禁煙相談の活用について直接説明を行ったが、相談に至ったのは1名のみであった。このことから、直接的な働きかけによる効果は限定的であるため、令和7年度は特定健診会場で喫煙者に対し受動喫煙による害や禁煙支援を案内するチラシを配布し禁煙のきっかけづくりを目指す。

電話相談に関しては、824件であり前年度と比較して増加しており、とくに「精神保健福祉」の件数が増加している。今後も随時市民の相談に応じながら、必要な情報提供の実施や適切な相談機関等につなげるなど、市民の不安軽減に努めニーズに合わせた電話相談を継続する。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

生活保護受給者の健康診査は健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内容》

① 対象者

市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

ア 集団検診（7月～3月、市内8会場延べ32日間）

検診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・胃がん検診と併せて予約制で実施。

イ 個別検診（6月～12月、市内32医療機関）

③ 周知方法

ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、市内協力医療機関・地区掲示板・9月に市民ギャラリーにポスター掲示等、周知啓発を実施

ウ 社会福祉課担当ケースワーカーから、検診PRチラシ配布

④ 健診項目

ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）

身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）

血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤受診に係る費用

無料

《実績》

① 実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
R2年度	837	58	6.9
R3年度	869	65	7.5
R4年度	848	50	5.9
R5年度	839	65	7.7
R6年度	877	63	7.2

② 性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者 数 (人)	受診者数		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	38	4	10.5	3	75.0	0	0.0	1	25.0
	50～59	70	3	4.3	2	66.7	1	33.3	0	0.0
	60～64	49	2	4.1	2	100.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	43	1	2.3	1	0.0	0	0.0		
	70～74	76	4	5.3	4	100.0	0	0.0		
	75歳以上	173	13	7.5						
	小計	449	27	6.0	12	44.4	1	3.7	1	3.7
女性	40～49	52	7	13.5	7	100.0	0	0.0	0	0.0
	50～59	60	9	15.0	9	100.0	0	0.0	0	0.0
	60～64	37	1	2.7	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	29	1	3.4	1	100.0	0	0.0		
	70～74	53	6	11.3	6	100.0	0	0.0		
	75歳以上	197	12	6.1						
	小計	428	36	8.4	24	66.7	0	0.0	0	0.0
男性	集団	449	7	6.0	12	44.4	1	3.7	1	3.7
	個別		20							
女性	集団	428	9	8.4	24	66.7	0	0.0	0	0.0
	個別		27							
合計		877	63	7.2	36	57.1	1	1.6	1	1.6

《考察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。このため、生活保護受給者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成 21 年度からは、対象者全員に受診券セットを郵送して健診の周知を図った。また、平成 28 年度から生活保護の担当課である社会福祉課と連携し、ケースワーカーから受給者にちらしを配布し、健康診査の勧奨を実施している。生活保護法の改正により、被保護者健康管理支援事業が創設され、令和 3 年 1 月から必須事業として施行された。これに伴い社会福祉課で健診受診勧奨を強化したことから、令和 3 年度は受診者数が過去 4 年間で最多となった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染防止のためケースワーカーが被保護者に直接会って勧奨する機会が減ったことが影響し令和 4 年度は受診率が減少した。令和 5 年度の受診率は上昇したが、令和 6 年度は 0.5 減少した。今後とも両課で連携し、生活保護受給者への周知および受診勧奨を続け、受診率向上にむけた取り組みを検討していく。

(2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第17条第1項及び第19条の2 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例第8条
健康さくら 21 (第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19歳以上で過去1年間に歯科検診を受診した者の割合 61.4% → 95% ・ 19歳以上におけるむし歯を有する者の割合 31.0% → 20% ・ 19歳～39歳における歯肉に炎症所見を有する者の割合 22.4% → 15% ・ 40歳以上における歯周炎を有する者の割合 63.7% → 40% ・ 60歳以上におけるむし歯の根面むし歯を有する者の割合 — → 5%

《目的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内容》

①対象者 19歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知：40～74歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で19・20（女性のみ）・25・30・35（女性のみ）・40・45・50・55・60・65
・70歳の節目のかた。

令和5年度に市の検診を受診したかた。

国指定のがん検診無料クーポン券対象のかた。

「こうほう佐倉」：6月1日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診のPRを掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園にチラシを配布した。

PR活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性をPRした。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内59歯科医療機関で口腔診査を実施した。

④実施期間 6月1日～翌年2月10日

《実績》

① 受診状況 対象者数 146,607人（19歳以上の市民）

受診数 830人（男性 328人、女性 502人）、受診率 0.6%

② 年度別受診数の推移

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率 (%)
令和2年度	149,010	763	0.5
令和3年度	147,179	817	0.6
令和4年度	147,322	885	0.6
令和5年度	147,089	810	0.6
令和6年度	146,607	830	0.6

③ 年代別、性別受診数 (人)

(受診者 830 人の内訳)

(歳) 性別	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
男性	42	19	28	26	44	111	58	328 (39.5)
女性	41	61	57	81	83	127	52	502 (60.5)
総数	83	80	85	107	127	238	110	830 (100.0)

④ 年代別、地区別受診数 (人)

(受診者 830 人の内訳)

地区	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
佐倉	11	15	24	13	29	52	19	163 (19.6)
白井	17	15	13	18	18	39	19	139 (16.7)
志津	39	36	32	44	63	119	55	388 (46.7)
根郷	13	8	12	22	5	21	8	89 (10.7)
和田	0	0	0	0	0	2	1	3 (0.4)
弥富	0	1	0	0	0	0	0	1 (0.1)
千代田	3	5	4	10	12	5	8	47 (5.8)
総数	83	80	85	107	127	238	110	830 (100.0)

⑤ 年代別、現在歯数の状況 (人)

(受診者 830 人の内訳)

	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
24 歯以上	83	80	84	105	110	183	66	711 (85.7)
20～23 歯	0	0	1	2	14	30	24	71 (8.5)
19 歯以下	0	0	0	0	3	25	20	48 (5.8)

⑥ 年代別、歯周病の罹患状況 (人)

(受診者 830 人の内訳)

ポケットコード	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
健全	59	46	41	50	47	108	46	397 (47.8)
うち、出血あり	23	15	11	15	7	17	3	91
4mm～5mm	23	30	33	46	62	73	32	299 (36.0)
6mm 以上	1	4	11	11	18	56	30	131 (15.8)
該当歯なし	0	0	0	0	0	1	2	3 (0.4)

*指標：19 歳～39 歳における歯肉に炎症所見を有する者の割合 23.3% (健全で出血あり)

*指標：40 歳以上における歯周炎を有する者の割合 55.8%

⑦ 年代別、むし歯の状況 (人)

(受診者 830 人の内訳)

(歳) むし歯の有無	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
なし	60	54	56	68	76	153	70	537 (64.7)
あり	23	26	29	39	51	85	40	293 (35.3)
うち根面部むし歯	1	0	1	3	9	12	3	29

*指標：19 歳以上におけるむし歯を有する者の割合 35.3%

*指標：60 歳以上における根面部むし歯を有する者の割合 5.1%

⑧ 年代別、歯石付着の状況 (人)

(受診者 830 人の内訳)

(歳)	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
付着状況								
なし	19	14	17	15	26	43	31	165(19.9)
軽度	55	62	50	69	67	158	70	531(64.0)
中程度	9	4	18	23	34	37	9	134(16.1)

⑨ 年代別、判定区分 (人)

(受診者 830 人の内訳)

(歳)	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
判定区分								
異常なし	29	20	19	29	30	66	42	235(28.3)
要指導	17	23	15	18	27	39	11	150(18.1)
要精検	37	37	51	60	70	133	57	445(53.6)

《考 察》

今年度は厚生労働省監修の「歯周病検診マニュアル 2023」に基づき診査票を改訂した上で実施した。また、実施期間をこれまでの 12 月 10 日から翌年 2 月 10 日まで延長したことにより、受診数は微増したものの若年層・中年層の受診数が低く、受診者の約半数が精密検査を要する状況であった。今後は協力医療機関との連携強化とともに、若年層・中年層や無関心層への啓発を進め、定期的な歯科健診の重要性を周知していく必要がある。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

《内 容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の女性

② 実施方法

- ・期 間 8月から10月、4会場延べ8日間実施。
- ・費 用 500円（税込み）
- ・検査内容 検診業者へ委託し、測定方法はDXA法（測定部位は橈骨）にて実施。予約制。
結果は「原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)」を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

（測定部位は利き腕と反対の橈骨。骨折歴がある場合は非骨折側の橈骨）

・検診の流れ

問診後、検診車にて検査、判定別に案内

<要指導者および希望者>当日、栄養士より健康アドバイス

<要精密検査者>当日、精密検査書類を作成し、医療機関受診の説明

③ 周知方法

ア 個人通知

- ・20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる女性

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

ウ ハガキによる勧奨 20、25、30、35、40、45、50、55、60、65歳になる女性

《実 績》

① 過去5年間の実施状況および実施結果

年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	要医療 (人)
R2年度	12,054	640	5.3	102	15.9	72	70.6	33
R3年度	11,592	841	7.3	105	12.5	76	72.4	44
R4年度	10,973	1,103	10.1	133	12.1	103	77.4	52
R5年度	11,168	1,083	9.7	127	11.7	96	75.6	38
R6年度	10,934	989	9.0	160	16.2	136	85.0	77

※精検受診者については、令和7年6月12日までに報告された方

② 性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

年齢 歳	対象者数 人	受診者数		検診結果						精密検査受診状況			
				異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
				人	%	人	%	人	%	人	%		
20	757	12	1.6	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
25	704	16	2.3	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
30	620	39	6.3	38	97.4	0	0.0	1	2.6	1	0.0	0	0
35	764	40	5.2	39	97.5	1	2.5	0	0.0	0	0.0	0	0
40	940	64	6.8	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
45	1,138	85	7.5	85	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
50	1,375	143	10.4	142	99.3	1	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0
55	1,276	166	13.0	134	80.7	24	14.5	8	4.8	7	87.5	1	5
60	1,016	153	15.1	71	46.4	50	32.7	32	20.9	28	87.5	4	18
65	1,033	177	17.1	44	24.9	68	38.4	65	36.7	50	76.9	15	30
70	1,311	94	7.2	16	17.0	24	25.5	54	57.4	50	92.6	0	24
	10,934	989	9.0	661	66.8	168	17.0	160	16.2	136	85.0%	24	77

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

③ 栄養士による健康アドバイス実施状況

※集団検診での実施分

年 齢 (人)		相談者の内訳 (人)		受診者数(人)
20～39歳	4	要指導	166	168
40～64歳	89	要精密検査 (希望者)	0	160
65歳以上	92	異常を認めず (希望者)	19	661
合 計	185	合 計	185	989

- ・要指導となった方を対象に健康アドバイスを実施しているが、平成27年度から、異常なし判定の方にも予防に努めていただくため、検診結果と一緒に資料を配布。平成28年度から、要精密検査判定コーナーでも、希望者へ簡易資料を配布した。
- ・検診が5年に一度のため、アドバイスコーナーの内容も5年ごとに見直すことにし、平成30年度から、栄養士1名でチェックリスト結果から改善ポイントをアドバイスし、その後展示しているパネルを来所者に自由に見学してもらう方法で実施している。令和5年度からパネルの一部を変更し、配布資料もビタミンKについてのチェックリストを取り入れた。パネルの展示があることで栄養士が質問や相談に対応中でも来所者が各自のペースで見学することができ、チェックリストを使用することで来所者に合った相談ができた。
- ・アドバイスコーナーへの来所数は昨年度比較すると30%ほど増えていた。
- ・40～64歳の相談者が48.1%と、65歳以上より少なかった。更年期前後の相談者も多く、今後の見通しや生活で注意することなどライフステージに合わせた指導を行った。
- ・危険度チェックの結果から、対象者にあったアドバイスや質問に答えることにより「参考になった」「寄ってよかった」との感想を聞くことができた。

④ その他

- ・問診票で若い世代の月経不順の治療状況をみると、20歳・25歳の月経不順は17.9%（28人中5人）、30歳・35歳は19.0%（79人中15人）だった。月経不順のうち未治療の割合は、20歳・

25歳が60%（5人中3人）、30歳・35歳では、27%（15人中4人）。検診結果は、全員「異常なし」だった。また、20～35歳の受診者中、極端なダイエット歴があると回答したのは5人で、そのうち月経不順は2人で1人は治療中、1人は経過観察だった。

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により受診者は令和2年度大幅に減少したが、令和3年度以降増加し令和4年度は過去5年間で最も高い受診率となった。令和5年度は受診率が若干減少したため、令和6年度は予約開始直後から個別勧奨を実施したが、受診率は0.7ポイント減少した。引き続き、受診率増加のための方策を検討していく。

若い世代の月経不順のうち、未治療となっている者がおり、骨粗しょう症の予防や妊娠出産といったライフイベントのためにも、治療の必要性を周知していくことが重要である。

また、実際は「月経不順」でも、そうと自覚していないかたもいるのではと考えられることから、平成29年度から「月経不順」に関する知識を周知するちらしを作成し、20～35歳の受診者全員に配布している。令和6年度からは、チラシ配布から、会場でのパネル掲示へ変更している。

65歳以上の受診者に対しては、切れ目のない支援を目的に、検診会場で65～70歳の受診者に、高齢者の相談窓口や高齢者事業案内などの資料を配布している。骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携を図っていく。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎ウイルス検査を受けたことがないかた
- ・現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた
- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎で受診していないかた

②実施方法

ア 集団検診（7月～3月、市内8会場延べ32日間）

検診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・胃がん検診と併せて予約制で実施。

イ 個別検診（6月～12月、市内32医療機関）

③周知方法

ア 個人通知

佐倉市検診受診券および案内文等送付

- ・40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・国指定の無料検診クーポン券対象のかた
- ・40歳の勸奨はがきは実施

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関等にポスターを掲示、地区掲示板により周知啓発を実施

④検査内容

B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

⑤受診に係る費用

500円（税込み）

40, 45, 50, 55, 60, 65歳になるかたは無料

《実績》

① 過去5年間の実施状況 ※対象者数は受診券初期発送者数

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	B型陽性	
				(人)	(%)
R2年度	42,592	887	2.1	5	0.6
R3年度	41,194	713	1.7	3	0.4
R4年度	40,685	727	1.8	1	0.1
R5年度	40,204	937	2.3	6	0.6
R6年度	38,719	1,331	3.4	4	0.3

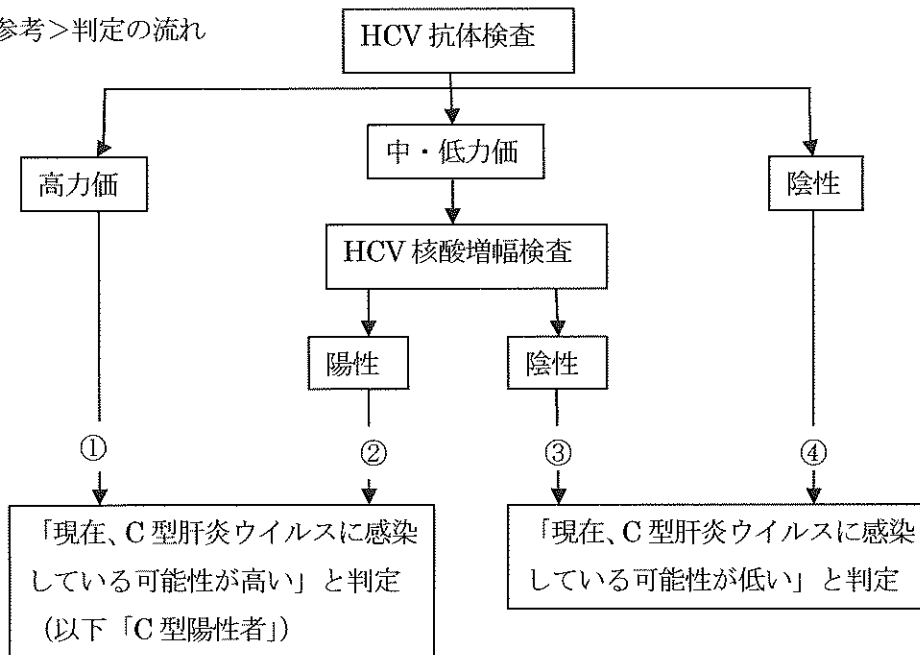
② B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 低い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	204	1	204	0	0	0	204
41～44	29	0	29	0	0	0	29
45～49	92	0	92	0	0	0	92
50～54	90	0	90	0	0	0	90
55～59	80	0	80	0	0	0	80
60～64	103	0	103	0	0	0	103
65～69	210	0	210	0	0	0	210
70～74	235	2	235	0	0	1	234
75～79	180	0	180	0	0	0	180
80歳以上	108	1	108	0	0	1	107
集団	784	2	784	0	0	1	783
個別	547	2	547	0	0	1	546
合計	1,331	4	1,331	0	0	2	1,329

③ 無料対象者判定結果 (再掲)

年齢 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に感染している 可能性が極めて 高い」 (人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 低い」 (人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	204	1	204	0	0	0	204
45	67	0	67	0	0	0	67
50	52	0	52	0	0	0	52
55	60	0	60	0	0	0	60
60	73	0	73	0	0	0	73
65	127	1	127	0	0	0	127
集団	462	0	462	0	0	0	462
個別	121	1	121	0	0	0	121
合計	583	1	583	0	0	0	583

<参考>判定の流れ



事業経過

平成 20 年度	国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられる
平成 25 年度	HCV 抗体検査の結果、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C 型肝炎ウイルス検査の精度が向上
平成 23 年度	「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』とされたため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたは、検診費用を無料とし、平成 28 年度から 65 歳のかたも検診費用が無料となる
平成 27 年度	より多くの検診の機会を提供するため集団検診での予約制を廃止。複合検診実施会場のうち肝炎ウイルス検診が行える 4 つの会場で、予約なしで肝炎ウイルス検診を実施
令和元年度	複合集団検診の全会場で肝炎ウイルス検診を開始。集団検診での受診者が増加
令和 2 年度	肝炎ウイルス検診の利便性を高め、さらなる受診機会を提供するため、個別検診の対象を 40 歳限定から 41 歳以上に拡大。個別検診での受診者数が増加

《考 察》

令和 5 年度から受診率が上昇している。一部の個別検診協力医療機関が、対象者に受検を勧めてくれたことが影響していると思われる。40 歳以上の全ての市民が一生に一度肝炎ウイルス検診を受診できるよう、今後も周知を図っていく。

(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

佐倉市における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげ、重症化予防を図ることを目的とする。

事業経過

平成 25 年度	平成 26 年 3 月 31 日に厚生労働省が「ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領」を都道府県等に提示
平成 27 年度	「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要綱」が 10 月 1 日より施行。肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業に同意した県民が、初回精密検査や定期検査の助成を受けられることとなった
平成 28 年度	佐倉市肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業を平成 28 年 4 月 1 日より開始。県の検査費用助成の対象となる、平成 27 年度の陽性者から同事業の案内を郵送

《内容》

①対象者

- ・平成 30 年度以降に、肝炎ウイルス検診において「B 型肝炎ウイルス陽性」および「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い（以下「C 型陽性）」と判定されたかた

②実施方法

- ・検診結果通知に、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成案内を同封し、随時発送

《実績》

<令和6年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B型陽性者	1 人/ 4 人 (25%)	0 人/4 人 (0%)

《考察》

令和 6 年度で B 型陽性と判定された 4 名だった。フォローアップ事業への参加同意は、陽性者に郵送で同意書を送付し、返送してもらう方法をとっている。同意書および調査票の返送がなく、3 名が未把握となっている。陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨の方法を検討していくとともに、陽性者フォローアップ事業を継続していく。

(6) 口腔がん検診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例第8条
健康さくら21(第3次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	(現状値)→(目標) ・19歳以上で過去1年間に歯科検診を受診した者の割合 61.4%→95%

《目的》

口腔がんの早期発見、早期治療及び口腔がん予防の啓発を行うことで、市民の健康保持、増進及び医療費の削減へ繋げる。

《内容》

① 対象者 40歳以上の市民で、現在、口腔がんの治療中および経過観察中のかたを除く

② 周知方法

「こうほう佐倉」：8月1日広報に掲載した。

ホームページ：市のホームページに口腔がん検診のPRを掲載した。

チラシ配布：市内協力歯科医療機関等にチラシを配布した。

PR活動：佐倉市検診受診券セットに口腔がん検診案内チラシを同封した。

特定健診会場、地域での健康教育活動等で口腔がん検診の必要性をPRし、チラシを配布した。

個別勧奨：年度末年齢40歳および50歳となる男性を対象に勧奨はがきを送付した。

③ 方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内39歯科医療機関で、問診・視診・触診、および歯科医師の診断により擦過細胞診を実施した。

④ 実施期間 9月1日～2月10日

《実績》

① 受診状況 定員500人(受診申込者469人)

1次検診(問診・視診・触診)受診数341人(男性182人、女性159人)、

2次検診(細胞診)実施数6人

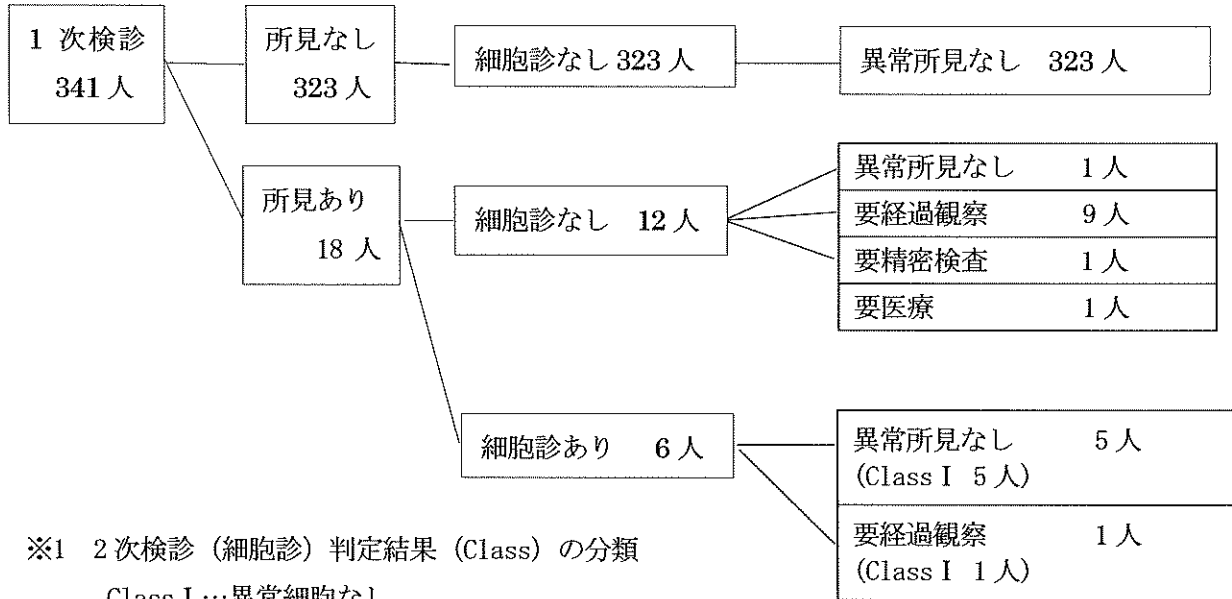
② 年度別受診数の推移(人)

年度	受診者数	申込者数	申込者に対する受診率
令和2年度	297	393	75.6%
令和3年度	308	427	72.1%
令和4年度	315	446	70.6%
令和5年度	323	442	73.1%
令和6年度	341	469	72.7%

③ 地区別年代別受診者数(人)

地区	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	計
佐倉	10	12	5	24	5	56
臼井	9	15	9	23	14	70
志津	18	45	20	54	8	145
根郷	13	8	14	9	4	48
和田	0	0	0	1	0	1
弥富	0	0	0	0	1	1
千代田	3	4	3	9	1	20
総数	53	84	51	120	33	341

④ 検診結果



※1 2次検診（細胞診）判定結果（Class）の分類

Class I…異常細胞なし

Class II…異形はあるが、異常細胞なし

Class III…疑わしい細胞あり

Class IV、V…異常細胞あり

⑤ 性別、年代別検診実施状況

性別	年代 歳	受診者数 人	受診結果（総合判定区分）			
			異常所見なし 人	要経過観察 人	要精密検査 人	要医療 人
男性	40～49	41	40	1	0	0
	50～59	61	58	2	0	1
	60～69	18	16	1	1	0
	70～79	49	48	1	0	0
	80～	13	13	0	0	0
	小計	182	175	5	1	1
女性	40～49	12	12	0	0	0
	50～59	23	22	1	0	0
	60～69	33	33	0	0	0
	70～79	71	68	3	0	0
	80～	20	19	1	0	0
	小計	159	154	5	0	0
総計		341	329	10	1	1

⑥ 要経過観察・要精密検査・要医療の内訳

要経過観察（10人）の内訳

白板症	1	口内炎	2	繊維腫疑い	1
扁平苔癬	1	舌炎	1	金属性色素沈着	1
紅板症疑い	1	血管腫	1	火傷、圧迫痕	1

要精密検査（1人）の内訳

白板症	1
-----	---

要医療（1人）の内訳

地図状舌の疑い	1
---------	---

⑦ 年度別受診結果の経年比較（人）

年度	受診者数	要経過観察者数	要精密検査者数	要医療	前がん病変・前がん状態疑い者数 ※3	発見率	がん	発見率
令和2年度	297	22	0	0	5	1.7%	0	0%
令和3年度	308	17	1	1	6	1.9%	0	0%
令和4年度	315	17	0	0	6	1.9%	0	0%
令和5年度	323	7	2	0	3	0.9%	0	0%
令和6年度	341	10	1	1	4	1.2%	0	0%

※3 将来、がんになる可能性が高いとされる病変及びがんとなるリスクが著しく増大している状態であり、病名は紅板症・白板症・扁平苔癬が含まれる。

⑧ 研修会

ア. 口腔がん検診指定歯科医師認定研修会

日 程	令和6年6月4日（火）	令和7年2月18日（火）
時 間	20時～22時	20時～21時30分
演 題	口腔がんの基礎知識、見逃さない、口腔がん	口腔がんの基礎知識、見逃さない、口腔がん
実 習	視触診と細胞診	視触診
講 師	東京歯科大学 口腔病態外科学講座 講師 岩本昌士氏	東京歯科大学 口腔病態外科学講座 講師 岩本昌士氏
参加人数	26人（内協力医22人） 実習参加者12人 新規指定歯科医師3人	22人（内協力医18人） 実習参加者2人 新規指定歯科医師2人

イ. 口腔がん検診症例検討会

日 程	令和6年9月6日（金）～ 令和7年1月31日（金）	
時 間	佐倉市 YouTube 配信	
演 題	「なにか変？」に気づけるようになる口腔粘膜疾患の診方～歯科衛生士の視点～	嚥下障害 ～患者視線で臨床を～ 1回目（30分）：知っておきたい口腔がんの基礎 2回目（30分）：見逃さない口腔がん～誰でもできるスクリーニング検査編～
講 師	東京歯科大学 口腔病態外科学講座 准教授 菅原圭亮 氏	東京歯科大学 口腔病態外科学講座 講師 岩本昌士氏
参加人数	対象：歯科医療従事者 視聴回数：91回	対象：歯科医療従事者 視聴回数：91回

《考 察》

今年度から定員数を330人から500人に増やしたところ、469人の申込みがあった。昨年度は、受診券の受付開始から1か月程度で終了していたが、今年度は口腔がん検診の実施期間の終了まで受け付けることができた。受診券を申し込んだものの未受診となった者の状況をみると、40歳代、50歳代の未受診者が多い傾向にあった。

また、40歳および50歳となる男性を対象に、はがきによる受診勧奨を実施した結果、男性の受診者数は女性と比較して、40歳代で29人、50歳代で38人多かった。

今後も希望者がより受診しやすい体制の整備に努めたい。

5. 各種がん検診等

(1) 胃がん検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月～3月 市内7会場延べ30日間実施
- ・費用 900円(税込み)
- ・検診車輛での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月～2月 市内23医療機関で実施
- ・費用 3,000円(税込み)
- ・胃部直接撮影を実施(医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	114,339	8,612	7.5
令和3年度	114,669	9,893	8.6
令和4年度	114,848	10,327	9.0
令和5年度	114,888	10,098	8.8
令和6年度	114,899	9,739	8.5

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,899	3,221	2.8	239	7.4	189	4
個別		6,518	5.7	508	7.8	360	18
計	114,899	9,739	8.5	747	7.7	549	22

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診 ※1 人	未把握 ※2 人	がん 人
					人	%	人	%	人	%			
男性	40～44	5,146	58	1.1	56	96.55	2	3.45	2	100.0	0	0	0
	45～49	6,148	103	1.7	99	96.12	4	3.88	3	75.0	0	1	0
	50～54	6,980	134	1.9	130	97.01	4	2.99	1	25.0	0	3	0
	55～59	5,992	123	2.1	118	95.93	5	4.07	5	100.0	0	0	0
	60～64	5,069	176	3.5	157	89.20	19	10.80	9	47.4	1	9	0
	65～69	5,110	454	8.9	401	88.33	53	11.67	35	66.0	1	17	0
	70～74	6,348	899	14.2	807	89.77	92	4.76	64	69.6	0	28	4
	75～79	6,233	1,215	19.5	1,095	90.12	120	9.88	89	74.2	0	31	5
	80歳以上	7,966	1,183	14.9	1,080	91.29	103	8.71	91	88.3	0	12	9
	小計	54,992	4,345	7.9	3,943	90.75	402	9.25	299	74.4	2	101	18
女性	40～44	4,850	195	4.0	185	94.87	10	5.13	7	70.0	0	3	0
	45～49	5,942	223	3.8	219	98.21	4	1.79	2	50.0	0	2	0
	50～54	6,746	312	4.6	306	98.08	6	1.92	4	66.7	0	2	0
	55～59	5,769	292	5.1	253	86.64	18	6.16	10	55.6	0	8	0
	60～64	5,206	365	7.0	347	95.07	18	4.93	13	72.2	0	5	0
	65～69	5,720	626	10.9	589	94.09	37	5.91	27	73.0	0	10	0
	70～74	7,364	1,128	15.3	1,042	92.38	86	7.62	59	68.6	0	27	0
	75～79	7,243	1,303	18.0	1,198	91.94	105	8.06	75	71.4	0	30	1
	80歳以上	11,067	950	8.6	889	93.58	61	6.42	53	86.9	0	8	3
	小計	59,907	5,394	9.0	5,049	93.60	345	4.19	250	72.5	0	95	4
男性	集団	54,992	1,521	7.9	1,377	90.53	144	9.47	112	77.8	1	31	4
個別	2,824		2,566		90.86	258	9.14	187	72.5	1	70	14	
女性	集団	59,907	1,700	9.0	1,605	94.41	95	5.59	77	81.1	0	18	0
個別	3,694		3,444		93.23	250	6.77	173	69.2	0	77	4	
合計	114,899	9,739	8.5	8,992	92.33	747	7.67	549	73.5	2	196	22	

※要精密検査に判定不能者3人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考察》

「健康さくら21（第3次）」のがん検診受診率の目標は、60.0%としているが、令和6年度の受診率は、8.5%であった。令和5年度と比較して受診者数は359人減少、受診率は0.3%減少している。

引き続き受診率の向上に向けて、現在までの検診受診勧奨の効果の検証、未受診者データ（性別・年代・過去の検診受診歴等）の分析を行い、適切な手段による検診受診勧奨をしていく必要がある。

要精密検査率は7.7%で、前年度と比較し1.0%増加している。国の示す要精密検査率の許容値は11.0%以下であるため、検診の精度管理上の問題はないと判断できる。要精密検査においては、集団検診実施期間が3月までだったこともあり、精密検査受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査受診の結果の確認に努めていきたい。

(2) 子宮頸がん検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

① 対象者

- ・市内在住の20歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11月～2月 4会場延べ7日間実施
うち5日間乳がん検診と同日に実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・検診車輻での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月～2月 市内7医療機関で実施
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の20歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・令和4年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、佐倉市公式LINEに掲載

ウ 成人式にてPRチラシを配布

エ 母子事業にてPRチラシを配布

オ ハガキによる勧奨

12月：31歳、33歳、34歳、36歳、38歳、39歳、43歳、46歳、48歳
集団検診の勧奨として行っている。

《実績》

- ① 過去5年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	75,342	3,254	4.3
令和3年度	74,951	3,688	4.9
令和4年度	74,825	3,371	4.5
令和5年度	74,656	3,597	4.8
令和6年度	74,509	3,870	5.2

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異形成 (人)	がん発見者 (人)
集団	74,509	1,454	2.0	23	1.6	21	8	0
個別		2,416	3.2	29	1.2	20	5	0
計	74,509	3,870	5.2	52	1.3	41	13	0

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況				
				精密検査不要		要精密検査		精検受診者 人	未受診 ^{※1} 人	未把握 ^{※2} 人	異形成 人	がん 人
				人	%	人	%					
20～24	3,717	56	1.5	54	96.4	2	3.6	1	0	1	0	0
25～29	3,378	56	1.7	55	98.2	1	1.8	1	0	0	0	0
30～34	3,384	229	6.8	225	98.3	4	1.7	3	0	1	2	0
35～39	4,123	352	8.5	338	96.0	14	4.0	12	0	2	5	0
40～44	4,850	357	7.4	349	97.8	8	2.2	8	0	0	4	0
45～49	5,942	349	5.9	341	97.7	8	2.3	7	0	1	1	0
50～54	6,746	390	5.8	386	99.0	4	1.0	3	0	1	0	0
55～59	5,769	322	5.6	320	99.4	2	0.6	2	0	0	0	0
60～64	5,206	337	6.5	336	99.7	1	0.3	0	0	1	0	0
65～69	5,720	401	7.0	396	98.8	5	1.2	2	0	3	1	0
70～74	7,364	510	6.9	508	99.6	2	0.4	1	0	1	0	0
75～79	7,243	338	4.7	337	99.7	1	0.3	1	0	0	0	0
80歳以上	11,067	173	1.6	173	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
小計	74,509	3,870	5.2	3,818	98.7	52	1.3	41	0	11	13	0
集団	74,509	1,454	5.2	1,431	98.4	23	1.6	21	0	2	5	0
個別		2,416		2,387	98.8	29	1.2	20	0	8	8	0
合計	74,509	3,870	5.2	3,818	98.7	52	1.3	41	0	10	13	0

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 1 人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの及び受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

令和6年5月末人口を対象者数とした令和6年度の受診率は5.2%で、前年度と比較して0.4%増加した。年代別でみると、30歳から39歳の年齢で受診率の伸びが大きく、30～34歳は3.2%増、35～39歳は3.4%増となっている。このことについて、子宮頸がんの罹患が増える30代から40代を中心に受診勧奨を実施したことや、母子保健事業でのPR実施が有効であったと考える。

受診率は増加したものの、「健康さくら21(第三次)」のがん検診受診率の目標60.0%との乖離が大きい。子宮頸がん検診は5大がん検診の中で最も受診率が低いため、引き続き、受診率増加に向けた検討が必要である。なお、子宮頸がん検診は2年に1回の検診であることから、人口≠対象者数ではない。受診券の初期発送者のうち子宮頸がん検診対象32,485人の受診状況をみると3,251人が受診しており、受診率は10.0%となっている。また、受診者における初期発送者の割合は84.0%であり、約8割を占めている。

要精密検査者率は1.3%で、前年度と同様だった。がん発見者は今年度はおらず、異形成者は13人のうち、30歳代で7人、40歳代がそれぞれ5人と多かった。引き続き要精密検査と判定された方が必ず精密検査を受診できるよう勧奨していく。

検診は予約制をとっており、スムーズに受診ができるようにしている。子育て世代の受診者が受診しやすいように実施している「保育サービス」は、30歳代の乳がん検診、子宮頸がん検診の同時実施日に設定した。2日実施し、利用者は23人であった。他の受診日では、こども連れの場合は職員が対応し、受診ができるようにした。引き続き、子育て世代が利用しやすいような保育サービスの体制を検討していく。

女性のがん検診の受けやすい体制づくりとして、本年より、乳がんと子宮頸がん検診の同日実施を実施している。同日に受けられる検診に受診者が集中する傾向がある。引き続き、検診の受診率向上に向けて取り組んでいく。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

平成21年度	国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成21年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設される
平成22年度	がん対策推進事業の一環として、「女性特有のがん検診推進事業」が新規事業として位置づけられる
平成23年度	大腸がん検診が追加されて「がん検診推進事業」になる
平成26年度	平成22年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」になる
平成27年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成25年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となる
平成28年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施

《目 的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

令和6年4月21日の時点での下記の年齢の女性のかた

●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20 歳	平成 15 (2003) 年 4 月 2 日～平成 16 (2004) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11月～2月 4会場延べ7日間実施
うち5日間乳がん検診と同日で実施。
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月～2月 市内7医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付 (5月末)
- ハガキ勧奨 (10月)
- ・勧奨時点で検診未受診者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、佐倉市公式LINEに掲載

《実 績》

① 実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	768	21	2.7
令和3年度	753	23	3.1

令和4年度	743	29	3.9
令和5年度	761	25	3.3
令和6年度	739	25	3.4

② 検診実施結果（令和6年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異成形 (人)	がん発見者 (人)
集団	739	3	0.4	0	0.0	0	0	0
個別		22	3.0	0	0.0	0	0	0
計	739	25	3.4	0	0.0	0	0	0

年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況					
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	異成形 人	がん 人	
				人	%	人	%						
20歳	739	25	3.4	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
小計	739	25	3.4	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
集団	739	3	3.4	3	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
個別		22		22	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
合計	739	25	3.4	25	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0

《考 察》

クーポン対象者である20歳の受診率は前年より0.1%の増加であり、依然として低値であるため、若年層の年代に検診の必要性を伝え、受診行動に結びつくよう、今後も対象者に合わせた周知・勧奨を実施していく。

(3) 乳がん検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、令和 5 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月～2 月

4 会場延べ 18 日間（40 歳代 9 日間、50 歳以上 10 日間 1 日は同日に実施）
うち 3 日子宮頸がん検診と合同に実施。

- ・費用 1,000 円（税込み）

- ・検診車両でのマンモグラフィを実施

40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月～2 月

- ・費 用 2,000 円（税込み）

- ・マンモグラフィを実施（40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影）

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、令和 5 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 11 月～2 月 4 会場延べ 7 日間

うち 3 日子宮頸がん検診と合同に実施。

- ・費用 1,000 円（税込み）

- ・検診車両での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6月～12月 市内10医療機関で実施
(聖隷佐倉市民病院健診センターのみ6月～2月)
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の30歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護を受給されているかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、佐倉市公式LINEに掲載し周知啓発を実施。

ウ 母子事業にてPRチラシを配布

エ ハガキによる勧奨

11月：30歳、35歳、45歳(本年受診券を送っている方)

32歳、37歳(本年受診券を送っていない方で今年の受診歴がない方)

ハガキの内容には、子宮頸がん検診の内容も含めた。

《実績》

① 過去5年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者(人)	受診者(人)	マンモグラフィ 受診者(再掲：人)	超音波受診者 (再掲：人)	受診率(%)
令和2年度	67,987	5,824	2,401	3,423	8.6
令和3年度	67,847	6,686	3,010	3,678	9.9
令和4年度	67,819	6,383	2,899	3,484	9.4
令和5年度	67,550	6,381	2,902	3,479	9.4
令和6年度	67,414	6,592	2,868	3,724	9.8

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果(令和6年度)

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見 者 (人)
マンモグラフィ	集団	59,907	1,824	4.8	66	3.6	60	8
	個別		1,044		31	3.0	28	0
	合計	59,907(※1)	2,868	4.9	97	3.4	88	8
超音波	集団	67,414	466	5.5	5	1.1	5	0
	個別		3,258		114	3.5	99	11
	合計	67,414(※2)	3,724	5.5	119	3.2	104	11
合計		67,414(※3)	6,592	9.4	216	3.3	192	19

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付け健発第0331058)

号厚生労働省健康局長通知)において、マンモグラフィ検診は「40歳以上」を対象としている。

(※2 超音波の対象者は30歳以上

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上

③ 年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況 (マンモグラフィ及び超音波：令和6年度)

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況					
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人		
				人	%	人	%						
30～34	3,384	249	7.4	245	98.4	4	1.6	4	0	0	0		
35～39	4,123	417	10.1	408	97.8	9	2.2	9	0	0	0		
40～44	4,850	509	10.5	485	95.3	24	4.7	22	0	2	0		
45～49	5,942	524	8.8	494	94.3	30	5.7	25	0	5	2		
50～54	6,746	628	9.3	609	97.0	19	3.0	17	0	2	0		
55～59	5,769	489	8.5	472	96.5	17	3.5	15	0	2	1		
60～64	5,206	535	10.3	520	97.2	15	2.8	13	0	2	2		
65～69	5,720	736	12.9	714	97.0	22	3.0	20	0	2	3		
70～74	7,364	1,011	13.7	984	97.3	27	2.7	25	0	2	4		
75～79	7,243	937	12.9	909	97.0	28	3.0	25	0	3	3		
80歳以上	11,067	557	5.0	536	96.2	21	3.8	17	0	4	4		
小計	67,414	6,592	9.8	6,376	96.7	216	3.3	192	0	24	19		
マンモグラフィ	集団	59,907	4.8	1,824	4.8	1,758	96.4	66	3.6	60	0	6	8
	個別			1,044		1,013		97.0		31		3.0	
超音波	集団	67,414	5.5	466	5.5	461	98.9	5	1.1	5	0	0	0
	個別			3,258		3,144		96.5		114		3.5	
合計	67,414	6,592	9.8	6,376	96.7	216	3.3	192	0	24	19		

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

<マンモグラフィ検査：令和6年度>

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40～44	4,850	369	7.6	354	95.9	15	4.1	14	0	1	0
45～49	5,942	320	5.4	303	94.7	17	5.3	16	0	1	2
50～54	6,746	370	5.5	357	96.5	13	3.5	11	0	2	0
55～59	5,769	279	4.8	268	96.1	11	3.9	10	0	1	1
60～64	5,206	291	5.6	282	96.9	9	3.1	9	0	0	2
65～69	5,720	360	6.3	350	97.2	10	2.8	10	0	0	1
70～74	7,364	442	6.0	431	97.5	11	2.5	9	0	2	1
75～79	7,243	300	4.1	294	98.0	6	2.0	5	0	1	0
80歳以上	11,067	137	1.2	132	96.4	5	3.6	4	0	1	1
小計	59,907	2,868	4.8	2,771	96.6	97	3.4	88	0	9	8
集団	59,907	1,824	4.8	1,758	96.4	66	3.6	60	0	6	8
		個別		1,044		1,013		97.0		31	
合計	59,907	2,868	4.8	2,771	96.6	97	3.4	88	0	9	8

<超音波検査：令和6年度>

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
30～34	3,384	249	7.4	245	98.4	4	1.6	4	0	0	0
35～39	4,123	417	10.1	408	97.8	9	2.2	9	0	0	0
40～44	4,850	140	2.9	131	93.6	9	6.4	8	0	1	0
45～49	5,942	204	3.4	191	93.6	13	6.4	9	0	4	0
50～54	6,746	258	3.8	252	97.7	6	2.3	6	0	0	0
55～59	5,769	210	3.6	204	97.1	6	2.9	5	0	1	0
60～64	5,206	244	4.7	238	97.5	6	2.5	4	0	2	0
65～69	5,720	376	6.6	364	96.8	12	3.2	10	0	2	2
70～74	7,364	569	7.7	553	97.2	16	2.8	16	0	0	3
75～79	7,243	637	8.8	615	96.5	22	3.5	20	0	2	3
80歳以上	11,067	420	3.8	404	96.2	16	3.8	13	0	3	3
小計	67,414	3,724	5.5	3,605	96.8	119	3.2	104	0	15	11
集団	67,414	466	5.5	309	66.3	5	1.1	5	0	0	0
個別		3,258		3,035	93.2	114	3.5	99	0	15	11
合計	67,414	3,724	5.5	3,344	89.8	119	3.2	104	0	15	11

《考 察》

「健康さくら 21（第3次）」の乳がん検診受診率の目標は、60.0%としているが、令6年度の受診率は9.8%であった。令和5年度からは0.4%増加したが、依然として低い数値となっている。

年代別で見ると、70～74歳の年代で受診率が高かった。また、前年度と比較し30代の受診率が増加した。特に、受診勧奨ハガキを送付した32歳と37歳の受診者数が、前年度の2倍の人数になっている。受診券の発送は、5歳毎の年齢の方が対象となっているため、対象外となっている32歳と37歳の年齢の方に勧奨したことは有効であったと考える。

要精密検査においては、検診実施期間が2月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認や、未受診者への受診勧奨を行っていく必要がある。

子育て世代の受診者が受診しやすいように実施している「保育サービス」は2日実施し、利用者は24人であった。他の受診日では、子ども連れの場合は職員が対応し受診ができるようにした。その他に、女性の乳がん検診の受けやすい体制づくりとして、乳がんと子宮頸がん検診を同日に実施する日を本年より設けている。結果として、同日に受けられる検診に受診者が集中する傾向がある。引き続き、検診を受けやすい体制を整えることができるよう検討していく。

検診会場の待ち時間には、乳がん早期発見のためのプレストアウェアネスについて周知を実施した。今後も、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させるための啓発活動を推進していく。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

平成 21 年度	国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設される
平成 22 年度	がん対策推進事業の一環として、「女性特有のがん検診推進事業」が新規事業として位置づけられる
平成 23 年度	大腸がん検診が追加されて「がん検診推進事業」になる
平成 26 年度	平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」になる
平成 27 年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となる
平成 28 年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施

《目 的》

市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

令和 6 年 4 月 21 日の時点での下記の年齢の女性のかた

● 乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 58 (1983) 年 4 月 2 日～昭和 59 (1984) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診 (予約制)

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月～2 月 4 会場延べ 40 歳代 9 日間

うち 2 日間子宮頸がん検診と一緒に実施。

- ・費用 無料
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 (2 方向)

イ 個別検診

- ・期間 6 月～2 月 市内 1 医療機関 (聖隷佐倉市民病院健診センター) で実施

- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40 歳代 (2 方向)

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

ハガキ勸奨（11月）

- ・勸奨時点で検診未受診者

イ「こうほう佐倉」、ホームページ、佐倉市公式LINEに掲載

《実績》

① 実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	913	123	13.5
令和3年度	899	170	18.9
令和4年度	860	140	16.3
令和5年度	875	137	15.7
令和6年度	826	123	14.9

② 検診実施結果（令和6年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	826	72	8.7	3	4.2	3	0
個別		51	6.2	3	5.9	2	0
計	826	123	14.9	6	4.9	5	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
集団	826	72	14.9	69	95.8	3	4.2	3	0	0	0
個別				49	96.1	2	3.9	2	0	0	0
合計	826	123	14.9	118	95.9	5	4.1	5	0	0	0

《考察》

クーポン対象者の受診率は令和3年度から、年々減少している。受診率向上に向け、勸奨の方法について検討していく必要がある。

(4) 肺がん検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月～3月 市内8会場延べ32日間実施
- ・費用 300円(税込み)
- ・検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月～12月 市内34医療機関
- ・費用 1,300円(税込み)
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	114,339	14,464	12.7
令和3年度	114,669	16,157	14.1
令和4年度	114,848	16,754	14.6
令和5年度	114,888	16,626	14.5
令和6年度	114,899	16,691	14.5

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,899	6,089	5.3	168	2.8	133	3
個別		10,602	9.2	329	3.1	269	4
計	114,899	16,691	14.5	497	3.0	402	7

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者 人	受診者		検診結果						精密検査受診状況				
					精密検査不要		有所見精検不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	※1人
男性	40~44	5,146	93	1.8	91	97.8	1	1.1	1	1.1	1	0.0	0	0	0
	45~49	6,148	168	2.7	156	92.9	9	5.4	3	1.8	2	66.7	0	1	0
	50~54	6,980	179	2.6	163	91.1	12	6.7	4	2.2	4	100.0	0	0	0
	55~59	5,992	151	2.5	140	92.7	9	6.0	2	1.3	2	100.0	0	0	0
	60~64	5,069	264	5.2	240	90.9	19	7.2	5	1.9	4	80.0	1	0	0
	65~69	5,110	696	13.6	626	89.9	49	7.0	21	3.0	18	85.7	0	3	2
	70~74	6,348	1,414	22.3	1,179	83.4	181	12.8	54	3.8	40	74.1	0	14	0
	75~79	6,233	1,895	30.4	1,528	80.6	281	14.8	86	4.5	70	81.4	5	11	2
	80歳以上	7,966	2,084	26.2	1,590	76.3	399	19.1	95	4.6	70	73.7	6	19	1
	小計	54,992	6,944	12.6	5,713	82.3	960	13.8	271	3.9	211	77.9	12	48	5
女性	40~44	4,850	273	5.6	267	97.8	6	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	45~49	5,942	307	5.2	295	96.1	11	3.6	1	0.3	1	100.0	0	0	0
	50~54	6,746	357	5.3	329	92.2	26	7.3	2	0.6	1	50.0	0	1	0
	55~59	5,769	412	7.1	380	92.2	30	7.3	2	0.5	0	0.0	0	2	0
	60~64	5,206	526	10.1	477	90.7	47	8.9	2	0.4	2	100.0	0	0	0
	65~69	5,720	1,100	19.2	966	87.8	113	10.3	21	1.9	20	95.2	0	1	1
	70~74	7,364	2,096	28.5	1,751	83.5	288	13.7	57	2.7	49	86.0	3	5	1
	75~79	7,243	2,435	33.6	1,931	79.3	435	17.9	69	2.8	59	85.5	3	7	0
	80歳以上	11,067	2,241	20.2	1,709	76.3	460	20.5	72	3.2	59	81.9	5	8	0
	小計	59,907	9,747	16.3	8,105	83.2	1,416	14.5	226	2.3	191	84.5	11	24	2
男性	集団	54,992	2,727	12.6	2,411	88.4	211	7.7	105	3.9	79	75.2	2	24	2
	個別		4,217		3,302	78.3	749	17.8	166	3.9	132	79.5	10	24	3
女性	集団	59,907	3,362	16.3	3,099	92.2	200	5.9	63	1.9	54	85.7	0	9	1
	個別		6,385		5,006	78.4	1,216	19.0	163	2.6	137	84.0	11	15	1
合計	114,899	16,691	14.5	13,818	82.8	2,376	14.2	497	3.0	402	80.9	23	72	7	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21 (第 2 次)」のがん検診受診率の目標は、50.0%としている。令和 6 年度の受診率は、14.5%で横ばいだった。精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多いため、精密検査の必要性についての啓発や未受診勧奨に取り組んでいく。

(5) 大腸がん検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月～3月 市内8会場延べ51日間実施
- ・費用 400円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月～12月 市内38医療機関で実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和5年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

ウ ハガキによる勧奨 11月66歳

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和2年度	114,339	13,733	12.0
令和3年度	114,669	15,363	13.4
令和4年度	114,848	15,606	13.6
令和5年度	114,888	15,447	13.4
令和6年度	114,899	15,700	13.7

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,899	6,543	5.7	297	4.5	194	8
個別		9,157	8.0	551	6.0	335	13
計	114,899	15,700	13.7	848	5.4	529	21

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	*1人	*2人	人
男性	40~44	5,146	92	1.8	90	97.8	2	2.2	1	50.0	0	1	0
	45~49	6,148	154	2.5	149	96.8	5	3.2	2	40.0	0	3	0
	50~54	6,980	188	2.7	172	91.5	16	8.5	8	50.0	0	8	0
	55~59	5,992	171	2.9	162	94.7	9	5.3	4	44.4	0	5	1
	60~64	5,069	265	5.2	252	95.1	13	4.9	9	69.2	0	4	0
	65~69	5,110	708	13.9	674	95.2	34	4.8	17	50.0	0	17	0
	70~74	6,348	1,336	21.0	1,249	93.5	87	6.5	46	52.9	15	26	2
	75~79	6,233	1,739	27.9	1,623	93.3	116	6.7	79	68.1	16	21	4
	80歳以上	7,966	1,801	22.6	1,648	91.5	153	8.5	97	63.4	29	27	6
	小計	54,992	6,454	11.7	6,019	93.3	435	6.7	263	60.5	60	112	13
女性	40~44	4,850	283	5.8	269	95.1	14	4.9	7	50.0	2	5	0
	45~49	5,942	312	5.3	302	96.8	10	3.2	8	80.0	0	2	0
	50~54	6,746	430	6.4	420	97.7	10	2.3	9	90.0	0	1	0
	55~59	5,769	468	8.1	450	96.2	18	3.8	14	77.8	1	3	1
	60~64	5,206	601	11.5	579	96.3	22	3.7	18	81.8	1	3	0
	65~69	5,720	1,160	20.3	1,120	96.6	40	3.4	26	65.0	3	11	1
	70~74	7,364	1,980	26.9	1,898	95.9	82	4.1	56	68.3	6	20	2
	75~79	7,243	2,212	30.5	2,107	95.3	105	4.7	69	65.7	19	17	2
	80歳以上	11,067	1,800	16.3	1,688	93.8	112	6.2	59	52.7	30	23	2
	小計	59,907	9,246	15.4	8,833	95.5	413	4.5	266	64.4	62	85	8
男性	集団	54,992	2,819	11.7	2,655	94.2	164	5.8	100	61.0	7	57	5
	個別		3,635		3,364	92.5	271	7.5	163	60.1	53	55	8
女性	集団	59,907	3,724	15.4	3,591	96.4	133	3.6	94	70.7	8	31	3
	個別		5,522		5,242	94.9	280	5.1	172	61.4	54	54	5
合計	114,899	15,700	13.7	14,852	94.6	848	5.4	529	62.4	122	197	21	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21 (第 2 次)」のがん検診受診率の目標は 50.0%としている。令和 6 年度の受診率は、13.7 で 0.3%増加した。要精密検査においては、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の必要性についての啓発や未受診勧奨に取り組んでいく。

(6) 前立腺がん検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

前立腺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

① 対象者

市内在住の50歳以上5歳刻みの年齢の男性で職場等で検診を受ける機会のない方
現在、前立腺の病気で治療中でない方、または定期的に検査を受けていない方

② 実施方法

個別検診

- ・ 期間 6月～12月 市内35医療機関（聖隷佐倉市民病院のみ2月末まで）
- ・ 費用 1,000円（税込み）
- ・ 問診、採血（PSA値測定）

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の50歳以上で下記に該当するかた

- ・ 50・55・60・65・70歳のかた
- ・ 令和5年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・ 市の特定健診（健康診査）の対象になるかた
- ・ 50歳以上の生活保護を受給されているかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 検診実施結果

年度	対象者 (人)	受診者	受診率	要精検 者	要精検 率 (%)	精検受 診者	がん発 見者	がん発 見率 (%)
令和4年度	9,330	429	4.6%	52	12.1%	28	6	1.4%
令和5年度	9,388	338	3.6%	33	9.8%	26	5	1.5%
令和6年度	9,593	414	4.3%	63	15.2%	47	5	1.2%

※対象者数：5月末人口

② 年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

年代	対象者	受診者			健診結果				精密検査受診状況					
					精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診※1	未判定※2	未把握※3	がん
		歳	人	人	%	人	%	人		人	%	人	人	人
50	1,388	20	1.4	19	95.0	1	5.0	0	0.0	0	0	1	0	0
55	1,401	15	1.1	14	93.3	1	6.7	1	0.0	0	0	0	0	1
60	1,053	29	2.8	25	86.2	4	13.8	4	0.0	0	0	0	0	4
65	1,001	37	3.7	34	91.9	3	8.1	2	66.7	0	0	1	0	1
70	1,125	81	7.2	73	90.1	8	9.9	5	62.5	1	0	3	1	3
75	1,568	112	7.1	89	79.5	23	20.5	17	73.9	0	0	6	1	10
80	1,165	88	7.6	70	79.5	18	20.5	15	83.3	0	1	3	2	6
85	588	28	4.8	23	82.1	5	17.9	3	60.0	0	1	2	1	0
90	236	3	1.3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
95	60	1	1.7	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
100	8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
	9,593	414	4.3	351	84.8	63	15.2	47	74.6	1	2	16	5	25

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未判定：受診をしても精検結果がわからないもの（精密検査医療機関の紹介を含む）。

※3) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。

《考 察》

前立腺がん検診は令和4年度より個別検診のみで開始している。受診率は80歳、70歳、75歳の順に高く、50歳代の受診率が低い。引き続き受診率の向上を図るため、実施方法や周知啓発の方法について検討していく必要がある。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21 (第3次)目標値	(現状値) → (新たな目標) ・糖尿病治療継続者の割合 55.9% → 75.0%

《目的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内容》

①対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者
(ただし、65歳以上の者であっても、必要な者には指導を行う)

糖尿病性腎症重症化予防事業対象者であって、HbA1cが8.0%以上の者または訪問による指導が必要と認められる者

特定健康診査の結果が一定の基準を超えており、医療機関への早急な受診が必要となる者

②内容：家庭における療養方法に関する指導（栄養、運動、口腔衛生その他家庭における療養方法に関する指導）、介護を要する状態になることの予防に関する指導、生活習慣病の予防等に関する事、関係諸制度の活用方法等に関する事、その他健康管理上必要と認められること

※医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

③従事者：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

《実績》

① 訪問指導実施人数年度別実績

年度	実人数	延人数
令和2年度	6	6
令和3年度	0	0
令和4年度	9	9
令和5年度	5	5
令和6年度	5	5

② 訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病 (※1)	4	4	0	0	1	3
がん至急精密検査勧奨	0	0	0	0	0	0
精神疾患	0	0	0	0	0	0
その他 (※2)	1	1	0	0	1	0
計	5	5	0	0	2	3

(※1) 生活習慣病：特定健康診査（健康診査）の結果、受診勧奨値を超えている者
糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

(※2) 暮らしサポートセンターから訪問の打診があり、健康状態の確認・受診勧奨のため、同行訪問を実施。生活困窮者。生保申請検討中のケース。腎機能の悪化の恐れあり受診が必要な状態であることは明らかであったため、受診の必要性を伝えた。

《考 察》

生活習慣病に関する訪問では、糖尿病性腎症重症化予防事業及び受診勧奨値の基準を超えている者に対して、すでに継続して受診をしていることを理由に断られる傾向がある。医療機関からの協力を得ながら訪問を実施できるよう検討する。

心身機能低下のおそれがある者や関係諸制度の活用方法等に関する指導については、関係機関と連携を図りながら迅速かつ適切な対応に努めたい。

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定健康診査（健康診査）) 健康増進法第19条の2(健康診査)	
健康さくら21（第3次） 目標値	(現状値) → (目標)	
	・ 特定健康診査の実施の割合	33.1% → 60.0%
	・ 特定保健指導の実施の割合	15.2% → 60.0%

《目的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

令和2年4月から、後期高齢者医療制度の健康診査の質問票に、フレイル等の高齢者の特性を把握することを目的として「後期高齢者の質問票」が導入された。

《内容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法

- ア 集団健診（7月2日～令和7年3月6日、市内8会場延べ33日間）
検診事業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施（完全予約制で実施）
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内36協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：令和6年4月1日現在、佐倉市国民健康保険に資格を有しかつ40～74歳（年齢の基準日は令和7年3月31日）の者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関・地区掲示板にポスター掲示等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）
身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない
血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）
血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目 (特定の対象者が受診する項目)

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者(心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む)

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者は無料、市民税非課税世帯は申請により無料

《実績》

健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	特定健康診査等実施計画 第3期				第4期
	令和2年度 (法定)	令和3年度 (法定)	令和4年度 (法定)	令和5年度 (法定)	令和6年度 (暫定)
特定健康診査 目標受診率	38%	40%	42%	44%	34%
実績値	25.3%	30.5%	33.1%	34.0%	32.6%
特定保健指導 目標実施率	40%	45%	50%	55%	18%
実績値	19.9%	16.5%	15.2%	13.6%	—

※目標受診率及び目標実施率は、特定健康診査等実施計画(6年間)で設定

特定健康診査(国民健康保険)健診方法別受診状況推移

年度	対象者数(人)	健診方法	受診者数(人)	受診率(%)	健診方法割合(%)
令和2年度 (法定報告値)	28,691	集団健診	2,252	7.8	31.0
		個別健診	3,851	13.4	53.1
		人間ドック等	1,153	4.0	15.9
		合計	7,256	25.3	100.0
令和3年度 (法定報告値)	27,871	集団健診	3,591	12.9	42.3
		個別健診	3,612	13.0	42.5
		人間ドック等	1,290	4.6	15.2
		合計	8,493	30.5	100.0
令和4年度 (法定報告値)	26,147	集団健診	3,945	15.1	45.6
		個別健診	3,456	13.2	39.9
		人間ドック等	1,251	4.8	14.5
		合計	8,652	33.1	100.0
令和5年度 (法定報告値)	24,450	集団健診	3,940	16.1	47.4
		個別健診	3,090	12.6	37.1
		人間ドック等	1,288	5.3	15.5
		合計	8,318	34.0	100.0
令和6年度 (概算数値)	27,485	集団健診	4,192	15.3	46.8
		個別健診	3,339	12.1	37.3
		人間ドック等	1,432	5.2	16.0
		合計	8,963	32.6	100.0

※令和6年度 概算数値 出典「国庫負担金実績報告書」より

令和6年度未受診者勧奨

1. 対象者

- ① 不定期受診者（過去3年間で1回もしくは2回特定健診を受診している者）
- ② 前年度国保加入者
- ③ 40歳になる者
- ④ 3年以上の長期未受診者

2. 勧奨方法

はがきによる個別通知

※対象者を過去の受診、医療情報、問診の回答内容からグループ分類し、それぞれのグループに合わせた勧奨内容とした。（9/20 4パターン、11/8 1パターン送付）

※9/20に送付した不定期受診者のうち、10月下旬時点で未受診の者について、11/8に2回目の送付を行った。

発送日	対象者のカテゴリー	対象者数（延べ人数）
令和6年9月20日	①	3,404
令和6年11月8日	①	3,253
	②	1,547
	③	195
	④	5,214
合計		13,613

※9/20送付 2,776人を含む

3. 勧奨結果（発送日別受診率）

発送日	対象者数（実人数）	受診者数（人）	受診率（％）
令和6年9月20日	3,404	1,171	34.4
令和6年11月8日	7,433	559	7.5
合計	10,837	1,730	16.0

※対象者から9/20送付
2,776人を除く

※発送日から3日以後の受診について、受診者数として計上した。

健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
令和2年度	24,415	集団健診	690	2.8	11.7
		個別健診	4,860	19.9	82.1
		人間ドック等	371	1.5	6.3
		合計	5,921	22.7	100.0
令和3年度	25,224	集団健診	971	3.8	15.4
		個別健診	4,850	19.2	76.7
		人間ドック等	501	2.0	7.9
		合計	6,322	25.0	100.0
令和4年度	26,106	集団健診	1,149	4.4	16.2
		個別健診	5,362	20.5	75.5
		人間ドック等	592	2.3	8.3
		合計	7,103	27.2	100.0
令和5年度	27,937	集団健診	1,291	4.6	17.0
		個別健診	5,595	20.0	73.6
		人間ドック等	719	2.6	9.5
		合計	7,605	27.2	100.0
令和6年度	29,459	集団健診	1,541	5.2	18.1
		個別健診	6,131	20.8	72.2
		人間ドック等	822	2.8	9.7
		合計	8,494	28.8	100.0

※令和3年度分から、受診率の合計に、人間ドック等の受診者数も含めた。

《考 察》

令和6年度より、集団検診の予約システムを変更し、インターネット予約では即時予約が確定する方式となった。また、胃がん検診と同日受診できる日程も追加されたことで利便性が高まった。

未受診者勧奨については、前年度国保に加入した方や、40歳になる方に毎年特定健診を受診するという意識付けをすることを目的として対象者を選定した。また、不定期受診者の受診勧奨を強化するため、一部対象者に9月、11月の2回の送付を行った。

今後も対象者の受診動向を分析しながら、効果的な受診勧奨について検討していきたい。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)	
健康さくら21(第3次) 目標値	・特定保健指導の実施の割合	(現状値) → (目標) 15.2% → 60.0%

《目的》

特定保健指導は、主として内臓脂肪の蓄積に着目し、健診によって保健指導対象者を抽出して対象者の持つリスクの数に応じた個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病予防を行うことを目的としている。

(令和6年4月 厚生労働省 健康・生活衛生局 「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版) から引用)

《内容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)~(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 空腹時中性脂肪150mg/dl以上又随時中性脂肪175mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク			喫煙歴	対象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40~64歳	65~74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当			あり	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当					
上記以外でBMI 25以上	3つ該当			あり	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当					
	1つ該当			なし		

(注)喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

第四期特定健診等実施計画(2024年度以降)が開始となり、下記の見直しが行われた。

・評価体制の見直し

特定保健指導の実績評価にアウトカム評価を導入

プロセス評価は時間に比例したポイント設定ではなく、介入1回ごとの評価とした。ICTを活用

した場合も同水準の評価とした。

特定健康診査実施後の特定保健指導の早期実施を新たに評価することとした。

・初回面接の分割実施の条件緩和

初回面接は健診実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施として取り扱えるよう条件を緩和。

・糖尿病等の生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方

健診後又は特定保健指導開始後に服薬を開始した者については、実施率の計算において、特定保健指導の対象者として、分母に含めないことを可能とした。

●2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導

2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当（初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要に応じた支援は180ポイント未満でよい）の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

対象者は、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援（3ヶ月以上の継続的な支援の実施を含む）を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者のみである。なお、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の支援の対象にはならない。

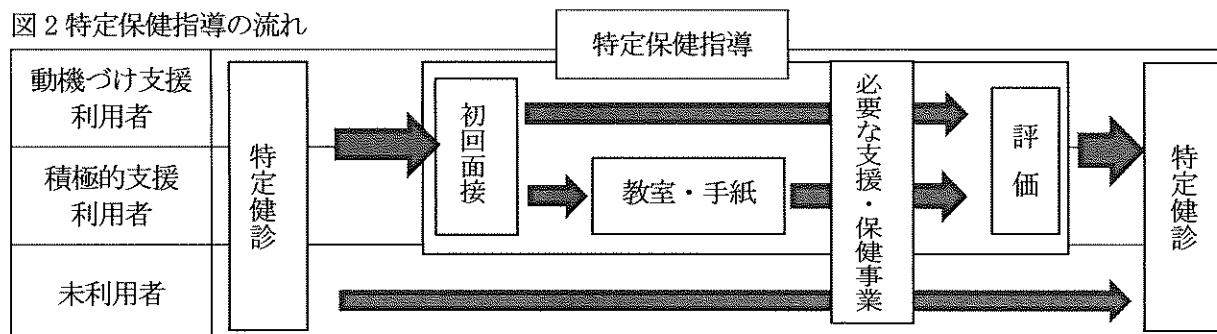
また、状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者とする。

BMI < 30	腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
BMI ≥ 30	腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3か月以上の支援と初回面接完了日から3か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と3か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）の対象となった

者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

分割実施型 30回 / 個別支援型 44回(本人希望日による個別 17回含む) / 訪問型 0回

※特定保健指導が令和7年度から委託になるため、令和6年度の健診結果通知が年度を超えた対象者の初回面接・継続支援・評価は、受託者が実施。個別支援型44回のうち、5回は受託者が実施。

※グループ支援型を再開したが、申し込みがなかったため実施なし。

・方法

〈分割実施型〉

ア) 初回面接1回目

特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、把握できる情報(腹囲・体重、血圧、問診票の質問項目(服薬状況)の回答等)をもとに、説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を暫定的に設定する。

イ) 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、本人に電話等を用いて相談しつつ、今後の行動目標・計画の設定を完成させる。

※初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

〈グループ支援型/個別支援型(本人希望日による個別も含む)/訪問型〉

健診結果の説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する食事教室」5コース及び「ヘルスアップ運動教室」を併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A（積極的関与タイプ）のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

初回面接時に勸奨。

⑤終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方法

初回面接の参加者には、「振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価（設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等）を行い、「振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

※第三期特定健診等実施計画（2018年度以降）が開始となり、特定保健指導の実績評価（終了）の期間が3か月に短縮された。

《実績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定健康診査 対象者数 (人)		28,691	27,871	26,147	24,450	27,485
受診者数 (人)		7,256	8,493	8,652	8,318	8,963
受診率 (%)		25.3	30.5	33.1	34.0	32.6
特定保健指導 対象者数 (人)		920	1,153	1,072	985	(833)
終了者数 (人)		183	190	163	134	—
実施率 (%)		19.9	16.5	15.2	13.6	—
再掲	動機づけ支援 対象者数 (人)	789	985	895	813	(682)
	利用者数 (人)	187	199	169	136	(134)
	終了者数 (人)	170	182	159	127	—
	実施率 (%)	21.5	18.5	17.8	15.6	—
	積極的支援 対象者数 (人)	131	168	177	172	(151)
	利用者数 (人)	19	17	20	21	(20)
	終了者数 (人)	13	8	4	7	—
	実施率 (%)	9.9	4.8	2.3	4.1	—

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援・動機付け支援相当のいずれの場合でも、初回面接から3か月経過後に、行動変容の状況等の実績評価を実施することが可能となることから、令和6年度の終了時評価が完了できるのは、令和7年8月末となる。このため、令和6年度の実績は特定

健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているので、法定報告数の確認後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考 察》

令和6年度より第4期特定健診等実施計画(2024年度以降)及び佐倉市国民健康保険第3期データヘルス計画が開始になり、特定保健指導の評価指標として「実施率」(アウトプット)、「メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合」「腹囲が1cmかつ体重が1kg減少した方の割合」(アウトカム)を設定した。令和6年度の実施率目標値は18%だが、暫定利用率は18.5%(利用者154人/対象者833人)となっている。

初回面接の分割実施は、集団健診が1日での実施となり特定保健指導も半日から1日での実施に拡大し対応した。健診の当日は特定保健指導の対象と見込まれる246人中46人(18.7%)に初回面接1回目を実施しており、健診結果送付後のうち45人に初回面接2回目を実施することができた(97.8%の実施率)。特定保健指導利用者全体の約3割を占めている。健診受診当日の初回面接の実施については、標準的なプログラムの変更により、分割実施でポイントの獲得が認められるようになったため積極的に実施していく。

健康アドバイス会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、すべて個別支援型で実施していたが、令和5年度は感染症上の位置づけが変わり集団方式を再開した。しかしながら申し込みが少なく集団で行うメリットもなく個別で対応とした。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業

根拠法令等	健康増進法第 17 条、第 19 条 2			
健康さくら 21（第 3 次） 目標値	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">(現状値) → (目標)</td> </tr> <tr> <td>・ 糖尿病治療継続者の割合</td> <td style="text-align: right;">55.9% → 75.0%</td> </tr> </table>	(現状値) → (目標)	・ 糖尿病治療継続者の割合	55.9% → 75.0%
(現状値) → (目標)				
・ 糖尿病治療継続者の割合	55.9% → 75.0%			

《目的》

糖尿病の重症化リスクが高い医療の未受診者・中断者について適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化リスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

また、「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」(平成 30 年 7 月)においても、2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下に減少させるという数値目標を掲げていることから、慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業において、対象者に腎機能について受診が必要な検査結果であることを伝え、適切な受診を促すことで、重症化を予防することを目的とする。

(厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」より出典)

《内容》

糖尿病性腎症重症化予防事業

① 対象者

糖尿病性腎症第3期に該当するかたを対象とする。

特定健診の結果、空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上であり、かつ、尿蛋白+以上のかたを対象とする。

② 実施方法

1) 特定健診の結果から、本事業対象者を抽出する。

2) 対象者に事業の案内を送付

※集団健診は受診後約2か月後以内、個別健診は、受診後2～3か月後を目安。

現在の受診状況・治療状況・医師からの指示・指導希望の有無を返信してもらう。指導の希望があった者に対し保健指導を行う。（指導希望のない場合でも、必要時介入）

3) 概ね6か月間を目安として、電話、面接、訪問、手紙等による継続した支援を行い、糖尿病の悪化、腎機能低下を防ぐ。

4) 6か月間の支援から更に6か月後を目安に、適切な医療受診や糖尿病予防、腎機能低下予防に基づいた生活が継続できているかを評価する。また、健診の受診についても勧奨を行う。

慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業（令和5年度開始）

① 対象者

特定健診受診者（40～74歳）で集団健診を受診し、以下に該当する者

腎臓専門医への受診勧奨

「eGFR45未満」または「eGFR45以上～60未満で尿蛋白2+または3+」

CKD対策協力医への受診勧奨

「eGFR45以上～60未満で尿蛋白±または+」

※eGFR30未満の者は至急受診勧奨の対象のため通知送付対象から除く。

② 実施方法

本事業対象である通知を集団健診の結果通知に同封して発送。

(郵送時期の目安) 受診の約1か月半後

受診勧奨通知送付から6か月後を目安に、受診状況をKDBシステムで確認し、評価を行う。

《実績》

糖尿病性腎症重症化予防事業

① 年度別実績

		集団健診受診者		個別健診受診者		合計
		男	女	男	女	
R4年度	対象者数	9	2	16	6	33
	支援実施数	9	2	16	6	33
R5年度	対象者数	11	0	16	5	32
	支援実施数	10	0	10	4	24
R6年度	対象者数	11	4	18	2	35
	支援実施数	8	4	18	2	32

※令和5年度の実績から国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分・事業費連動分)

交付要領 2(2)市町村ヘルスアップ事業の「実施者数の考え方」※1に基づいて集計。

② 服薬状況

服薬(糖尿病の薬)の状況	服薬あり	服薬なし	計
集団健診受診者	10	5	15
個別健診受診者	18	2	20
合計	28	7	35

③ 対象者の特定健診での糖代謝項目の状況

HbA1c(%)	6~6.9%	7~7.9%	8~8.9%	9~9.9%	10%以上	計
集団健診受診者	4	7	0	0	4	15
個別健診受診者	11	9	0	0	0	20
合計	15	16	0	0	4	35

④ 対象者の特定健診での腎機能の状況

eGFR	90以上 G1	60~89 G2	45~59 G3a	30~44 G3b	15~29 G4	15以下 G5	計
集団健診受診者	2	3	8	1	1	0	15
個別健診受診者	0	8	6	4	2	0	20
合計	2	11	14	5	3	0	35

⑤ 支援実施状況(令和6年5月31日現在)

支援内容	延べ件数
家庭訪問	2
面接指導	6
電話による支援	55
手紙による支援	42
教室等への参加	0
その他	0
合計	105

慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業

① 受診者勧奨通知の送付数

	集団健診 受診者	専門医		協力医	合計	対象 該当率（%）
		①	②	③		
R5年度	4,231	60	6	14	80	1.9
R6年度	4,202	87	3	15	105	2.5

※集団健診受診者数は「保健情報管理システム」より

対象者区分① eGFR45未満 ② eGFR45以上～60未満で尿蛋白2+または3+

③ eGFR45以上～60未満で尿蛋白±または+

② 通知發送者の状況

(1) 年代

年代	40代	50代	60代	70代	合計
専門医	0	2	40	48	90
協力医	0	1	6	8	15
合計	0	3	46	56	105

(2) 性別

性別	男	女	合計
専門医	64	26	90
協力医	13	2	15
合計	77	28	105

慢性腎臓病予防講演会

日時：令和6年11月6日（月）会場：健康管理センター

講師：聖隷佐倉市民病院 腎臓内科 藤井 隆之医師

周知方法：個別通知

令和5年度佐倉市特定健診・佐倉市国民健康保険人間ドック受診者で下記に該当するもの

- ・尿蛋白+以上
- ・尿蛋白±で血圧判定もしくは血糖判定が保健指導判定値以上

令和5年度慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業の対象に該当した者で上記対象と重複しない者

6. 参加者：定員60名

	予約者数	来所者数	内 訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	51	42	0	5	37

《考 察》

令和3年度より、主治医宛ての文書を作成し、千葉県重症化予防プログラムの周知を図っている。また、特定健診開始前の個別医療機関への書面による説明資料中に、腎臓病専門医への紹介についてのフロー図を同封したことで、本事業の周知を図っている。また主治医から、本事業への参加を勧められたケースもあり、周知の継続が必要であると思われる。

令和2年度より、対象者に通知文と併せて治療状況と指導希望の有無を返信してもらう方式としている。本事業の参加を希望しない理由として、「主治医の治療で十分であるため指導を希望しない」と回答する者が多かったが、調査票より、食事や運動について指導が必要と思われる対象者もいた。

過去に治療中断のあったハイリスク者で希望しないと回答した者1名には、電話でアプローチをし面接を実施できたため、支援を継続している。

糖尿病未治療者のうち、1名は電話での受診勧奨後連絡がつかなかったが、手紙を送付したり定期的に電話をするなど勧奨を続けた結果、検査までつながり今後の継続受診についてKDBを活用して確認を継続する予定。

慢性腎臓病（CKD）重症化予防事業の令和5年度対象者の受診状況を確認した結果より、約半数は健診受診前から生活習慣病や内科系疾患で医療機関に定期通院中であった。また、勧奨前から腎臓専門医やCKD協力医に受診している者も約3割いた。受診勧奨後に腎臓専門医やCKD協力医につながった者も2割弱いたため、今後も事業評価を行いながら、効果的な受診勧奨について検討していきたい。

慢性腎臓病予防講演会は、対象者の条件を広げたため定員を昨年度よりも増やし60人にした。

アンケートより「腎臓内科へ受診してみたいと思った。」「血圧・体重管理・生活習慣・尿検査の大切さを知り、大変参考になった。」「慢性腎臓病の病状から治療法まで詳しく講義をありがとうございました。定期検診では質問しづらいときもあるので、予防講座があると病気の知識が自分のために役立ち大変良かった。」など良い意見が多かった。

※1 糖尿病性腎症重症化予防事業の支援実施者数について：

電話の場合は応対者数を実施者数として計上する。通知のみの場合は、医療機関への受診勧奨後にレセプト等で医療機関への受診につながっていることを確認できた場合は、実施者数に含む。

《実績》

① 年間実績

実績 年度	合計		
	回数	相談件数 (件)	来所人数 (人)
令和2年度	4	8	8
令和3年度	4	10	10
令和4年度	6	14	14
令和5年度	5 (※)	10	10
令和6年度	4 (※)	11	15

(※) 6回の開催を予定していたが、予約が入らず実施しない月があった。

② 相談対象者の年齢内訳 (人)

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
令和5年度	0	3	6	1	10
令和6年度	1	3	7	4	15

③ 相談来所者の性別内訳

内訳	相談来所者		
	男	女	その他
人数	4	11	0

④ 主な相談内容 (複数選択あり)

内訳	健康問題 (再掲) 治療中の 精神疾患の 相談	家族問題	経済・ 生活問題	勤労問題	その他
人数	7	5	0	0	0

⑤ 継続支援の有無

	有	無
件数	0	11

⑥ 相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	3

●カウンセラーによるこころの健康相談

《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で臨床心理士等に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内容》

- ①対象者：佐倉市民で、職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方法：相談日を年6回設け実施。各回定員4人。
- ③会場及び回数：健康管理センター、西部保健センター
- ④実施内容：臨床心理士による個別相談。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ⑤従事者：臨床心理士・保健師
- ⑥周知方法：こうほう佐倉への掲載、ホームページへの掲載、佐倉市公式LINE、チラシ配布等

《実績》

① 年間実績

年度	実績		
	回数	相談件数 (件)	来所人数 (人)
令和2年度	5	15	15
令和3年度	6	15	15
令和4年度	6	16	17
令和5年度	6	20	21
令和6年度	6	19	24

② 相談対象者の年齢内訳 (人)

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
令和5年度	0	4	11	6	21
令和6年度	2	3	12	7	24

③ 相談来所者の性別内訳

内訳	相談来所者		
	男	女	その他
人数	5	19	0

④ 主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題		家族問題	経済・生活問題	勤労問題	その他（※）
	(再掲) 治療中の精神疾患の相談					
人数	10	4	10	2	3	2

（※）その他の内容は、医療機関への受診相談

⑤ 継続支援の有無

	有	無
件数	2	17

⑥ 相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	0

《考 察》

精神科医およびカウンセラーによるこころの健康相談における相談対象者の年齢の内訳をみると、令和6年度は20歳未満の相談者が増加傾向にある。また、20～39歳、40～64歳の相談者も依然として多い傾向にあるが、これは、前年度と比較すると10代～20代の子を持つ保護者からの相談が増加し、親子での来所が増えたことが要因の1つであると考えられる。

主な相談内容は、学校生活に関する悩みや、医療機関の受診に対する迷いなどであり、若年層に関する相談が増加している傾向がうかがえる。

本事業を通じて若年層の相談先の周知や支援体制の整備など、継続的に検討を続けたい。

なお、本事業はこれまで単発の相談形式で実施してきたが、自殺予防の観点から、相談内容や相談結果に応じて、電話等による事後支援の実施も含めた対応の必要性があると考ええる。

（2）ゲートキーパー養成研修

《目 的》

自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。

《内 容》

①対 象 者：令和6年度は市民（市民カレッジの方）、市役所職員、高校生に向けて実施

②方 法：実施日、会場、講師などの詳細は下記実績を参照

《実 績》

実施日 詳細	対象	テーマ	講師	会場	参加者数
①令和6年10月8日	高齢者 (市民カレッジ)	心をサポートする「ゲートキーパー」	田口 学 氏 (聖マリアンナ医科大学神経精神研究員)	中央公民館	52人
②令和7年1月8日	市役所職員	誰かの支えになる『ゲートキーパー』	菊池 達樹 氏 (NPO法人ゲートキーパー)	佐倉市役所 社会福祉	37人

		トキーパー マインド』	キーパーTONARINO)	センター	
③令和7年2月20日	高校生等	みんなの チカラ編	森本 美花 氏 (NPO 法人ゲート キーパーTONARINO)	佐倉市役所 議会棟全員 協議会室	40人

《考 察》

ゲートキーパー養成研修は佐倉市自殺対策計画の重点施策に基づき、対象者を選定して実施している。

令和6年度には、若年層への支援の一環として、新たに高校生を対象とした研修を実施したところ、「ゲートキーパーの講座を受けて、ゲートキーパーが悩んでいる人によりそって孤独、孤立を防ぐために行動する人であるとしることができました。自分も悩みがあると人に話すことができないので、ゲートキーパーのことをしることができてよかったです」、「今日の授業を通して、悩んでいる人にどう声をかけたらいいのかがよくわかりました。特に、自分を主語に加えると相手に伝わったり、『大丈夫?』の一言にさらに言葉を加えたりする事で、相手の心に届く事ができるという事にとっても驚きました。相手の気持ちを否定しない事が大切だと学びました」等の感想を得たことから、今後の継続について関係課と連携を図る。

市の重点施策やこころの健康相談の利用者の状況、自殺の現状を分析しながら、今後も研修対象を考慮し継続的に実施をする。

(3) こころの健康づくり講演会

《目 的》

ストレスやうつ病等、こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発を行うことで、市民のこころの健康の維持ができるよう、また、こころの問題への対応を理解し、自分や身近な人のこころの健康づくりの一助となるよう、講演会を実施している。

《内 容》

①対 象 者：佐倉市民・佐倉市在勤の方

②講演内容・講師：「若者の生きづらさ」をテーマに講演会を実施。

講演1 「若者の生きづらさ」をしり、共に考える～経験者が語る、「生きづらさ」～
講師：前北海 氏

講演2 生きづらさを抱える若者への支援

講師：朝比奈 ミカ 氏

③実施方法：令和7年3月9日（日）、対面開催実施。講演会の内容を撮影し、YouTube（佐倉市公式チャンネル）にて視聴も可能。

④周知方法：チラシ配架（市内公共施設、市内薬局など）、ポスター掲示（市内公共施設、市内の京成電鉄駅舎など）、こうほう佐倉への掲載、SNS（市ホームページ、佐倉市公式LINE）、担当課を通じて教員や学童保育所への周知等

《実績》

①人数等

申込者数 41 人、当日参加者数 32 人

②年齢構成

内訳	20 歳未満 (※1)	20～39 歳 (※2)	40～64 歳	65 歳以上	不明
人数	2	8	15	7	0

(※1) 20 歳未満の内訳は、14 歳と 19 歳の 2 人（いずれも保護者同伴）。

(※2) 20～39 歳の内訳は、20 代 4 人、30 代 4 人。

③実施後アンケート結果（回答者 27 人）

- ・「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」：26 人
- ・「期待していた内容だった」「だいたい聞きたい内容だった」：23 人
- ・「役立ちそう」：24 人（無回答 3 人）

《考察》

コロナ禍以降、若年層（中高生）の自殺が過去最多の水準となっている現状にあることから、「若者の生きづらさ」をテーマに講演会を開催した。

今後も、国や県、市の自殺者の動向を注視しながら、テーマ設定や対象者を選定し、開催方法や内容についても検討し、効果的な講演会の実施に努めたい。

（４）佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気付き、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催する。

（市では、自殺対策基本法に基づき、「いのち支える佐倉市自殺対策計画」を策定している。本計画の中で、市の取り組みの 1 つとして、「佐倉市自殺対策庁内連絡会議を開催し、関係各課や関係機関と連携を図り、自殺対策を推進していくこと」を明記している。）

《内容》

①出席者

「いのち支える佐倉市自殺対策計画」に取り組み内容を掲載している部署及び関係機関。令和 6 年度は庁内 16 課 19 人、社会福祉協議会 1 人、印旛健康福祉センター職員 1 人、計 21 人が出席。

②実施方法

令和 6 年 10 月 2 日（水）13:30～15:00、佐倉市役所社会福祉センターにて実施

③内 容

- a. 自殺の現状と佐倉市の取り組みの確認

- b. 「いのち支える佐倉市自殺対策計画」に基づいた各課の取り組み内容の確認、各課の役割の確認及び共有
- c. 印旛健康福祉センター職員より相談の現状や課題、事例紹介、質疑応答など
- d. リーフレット「こころと生活を支える 相談先窓口のご案内」の内容の確認

《考 察》

令和年6度は16課、2関係機関、21人が出席し、本市の自殺の現状や支援策等の情報及び状況の共有、関係各課・関係機関で共通認識を図ることができた。

また、印旛健康福祉センター職員より事例の紹介・共有があり、具体的な支援の在り方について理解を深める機会となった。

今後も関係各部署が自殺対策について共通の認識を持ち、連携して取り組む体制の構築を目指したい。関係機関のほか、必要に応じて外部機関の出席についても検討し、連携体制の強化を図りながら、包括的な自殺対策の推進に努めたい。

(5) 普及啓発活動

《目 的》

こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発、自殺予防週間、自殺対策強化月間を広く市民へ周知するため、普及啓発活動を実施。

《内 容》

時 期	実施内容 (主なもの)
通年	・チラシ「こころの健康相談」(チラシ裏面に県内の相談機関の一覧を掲載)を市役所関係課や市内公共施設、社会福祉協議会などで配架。
自殺予防週間 (9月10日～16日) ※実施期間は、 9月の1か月間	①「自殺予防週間」のポスター掲示(市内公共施設や商工会議所等) ②チラシ「主な相談窓口一覧」の配布 ③啓発用のぼり旗の設置(市内保健センター、市役所、図書館に設置) ④市内保健センターが有する庁用車へ啓発マグネットを貼付 ⑤佐倉南図書館において、啓発コーナーを設置し、関連図書等の展示を実施 ⑥こうほう佐倉に、自殺予防週間に関する記事を掲載 ⑦ホームページに、自殺予防週間の特集記事やこころの相談先を掲載 ⑧X(旧Twitter)や佐倉市公式LINEを用いて啓発実施 ⑨9月の「九都市自殺予防強化月間」にて、ライトアップの取り組みを実施 →佐倉ふるさと広場オランダ風車「リーフデ」のライトアップ(※)を実施 (※「九都県市自殺対策キャンペーン」として、千葉県が実施するライトアップの取り組み)
自殺対策 強化月間 (3月)	①「自殺対策強化月間」のポスター掲示(市内公共施設や商工会議所等) ②チラシ「主な相談窓口一覧」の配布(市内公共施設など) ③市役所1号館1階ロビーに啓発コーナーを設置(ポスター、パネル、リーフレット、啓発用のぼり旗等を展示) ④市内保健センターが有する庁用車へ啓発マグネットを貼付

<p>※実施期間は、 3月1か月間</p>	<p>⑤志津図書館において啓発コーナーを設置し、関連図書等の展示を実施 ⑥佐倉商工会議所の会報誌へ関連記事を掲載 ⑦こうほう佐倉に、自殺対策強化月間に関する記事を掲載 ⑧ホームページに、自殺対策強化月間の特集記事や、こころの相談先を掲載 ⑨こころの健康づくり講演会を実施</p>
---------------------------	---

《考 察》

「いのち支える佐倉市自殺対策計画」では、「自殺予防週間・自殺対策強化月間について認識している市民の割合」を増やすことが目標の一つとして掲げられている。

これまでの周知・啓発活動に加え、地域の各種団体や民間企業、教育機関などへの働きかけを強化するなど、幅広い層への情報提供を実施したい。

市民一人ひとりに情報が届くよう、情報発信の工夫と継続的な取り組みを行い、自殺対策に対する市民の理解・関心を深めたい。